

参議院法務委員会會議録第四号

平成五年四月十五日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 片上 公人君
理事 下稲葉耕吉君
真島 一男君
竹村 泰子君
猪熊 重二君

委員 齋藤 十朗君
鈴木 省吾君
服部三男雄君
平野 貞夫君
山本 富雄君
大脇 雅子君
角田 義一君
深田 肇君
矢田部 理君
石原健太郎君
紀平 悌子君

國務大臣 法務大臣 後藤田正晴君

政府委員 法務大臣官房長 則定 衛君
法務省民事局長 清水 湛君

事務局側 常任委員会専門員 播磨 益夫君

説明員 国土庁土地局国土調査課長 段本 幸男君

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提)

第三部 法務委員会會議録第四号 平成五年四月十五日【参議院】

出、衆議院送付)

○委員長(片上公人君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田法務大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) 不動産登記法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、建物の合体に関する登記手続を整備し、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を備えること等により、不動産登記手続の適正迅速な処理を図るとともに、不動産登記制度の利用者の利便に資するため、その一部を改正しようとするものであります。その要点は、次のとおりであります。

第一に、数個の建物が合体して一個の建物となった場合には、建物の所有者は、合体前の建物の抵当権者等の承諾書等を添付して、合体による建物の表示の登記を申請することを要するものとす、この場合に、登記官は、合体後の建物の表示の登記をした上で、その建物の登記用紙に合体前の建物の抵当権等の登記を移すこととしております。

第二に、登記所に不動産登記法第十七条の地図が備えられるまでの間、これにかえて地図に準ずる図面を備えるものとし、何人も手数料を納付してその閲覧を請求することができることとしております。

第三に、委任による登記申請のための代理権は、本人に死亡等の事由が生じて、消滅しないこととしております。

第四に、登記済証が滅失した場合にこれにかえ

て登記申請書に添付することを要する保証書について、当該申請に係る不動産所在地の登記所以外の登記所で登記を受けた者も保証人となることができることとしております。

第五に、地図を作製する場合において必要あるときは、登記官は、土地の所有者に異議がないときに限り、分筆及び合筆の登記をすることができるとしております。

第六に、地役権の登記がある土地について合筆の登記を申請する場合において、合筆後の土地の一部に地役権が存続することとなるときは、その部分を示す図面の添付を要するものとしております。

第七に、予告登記がされている場合において、確定判決等により確定した登記の抹消または回復を請求する権利を放棄したことを証する書面が提出されたときは、裁判所書記官は、予告登記の抹消を囑託することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(片上公人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○角田義一君 角田でございます。

まず、国土庁にお尋ねいたしますが、今日国土庁が管理管轄をしております俗に言う地籍地図の作製の進捗状況は今日の時点での程度になっておりましたか、御説明願いたいと思います。

○説明員(段本幸男君) 地籍調査の進捗についてのお尋ねでございますが、地籍調査と申しますのは国土庁で所管しております、国土調査法に基づきまして昭和二十六年から一筆ごとの所有者、地目、地番、境界及び地積等の明確化を図るために実施しているものでございます。さらに、その進捗を図るために昭和三十七年から国土調査促進特別措置法という法律に基づきまして十九年方式による調査を進めているわけでございまして、現在平成二年度を初年度といたします第四次国土調査十一年計画というものに基づきまして計画的な進捗を図っておりますが、その進捗率は平成四年度末現在で全国平均三七％ということになっております。

○角田義一君 国土庁ではいわば山林だとか原野だとかというところと人口密集地域と分けておると思うんですが、俗に言う人口密集地域、ここにおける地籍地図の作製状況というのは現在の程度になっておりますか。

○説明員(段本幸男君) ただいま全国平均で三七％と申し上げましたが、私どもはそれらの調査をDID地域、いわゆる人口稠密地域と分けて統計をとっておりますが、DID地域におきましてはさらに低く二一％ということになっております。

○角田義一君 何か東京二十三区は地籍地図は一枚もないというふう聞いていますけれども、そうですか。

○説明員(段本幸男君) 東京二十三区内におきましては、かつて土地改良の関係で従前地調査ということで別途類似調査を実施したことがございしますが、地籍調査として実施したものは一枚もございません。

○角田義一君 戦後四十数年たつて、この東京で地籍地図が一枚もないというのは、それはどういうわけなんですか。

○説明員(段本幸男君) 都市部の地域につきましては私ども地籍調査を促進すべく現在も努力しておりますが、都市部の地域におきましては土地が

非常に細分化されておりまして権利の移動が非常に激しいというふうな状態、あるいは地価が高いというふうなこともございまして住民に権利意識が非常に強い、したがって土地の境界等を画定する場合に非常にやりにくいというふうなこと、あるいは地方行政側がいろいろ生ずる行政需要に対応していくときに、私どもの地籍調査は大変地味でございましてこういったものに対する認識が低かったというふうなこともございましてなかなか進んでいないというふうなことでございます。

なお、東京都につきましては、現在、精度ははるかに劣りますけれども、戦災復興図とか震災復興図とかそういったものがございまして、これらでいろいろ行政が行われているというふうな状況ではないかととらえております。

○角田義一君 私はいくくりしたんですけれども、東京二十三区で国土庁の地籍地図が一枚もない。しかもそれは、権利意識が高まっているとか権利の変動が激しいとか、そういうことは私は理由にならないと思うんですね。権利意識が高いのは結構なことなんだ、ある意味では。権利意識が高いからゆえにしっかりと地籍地図をつくらなきゃいかぬ。論理が逆なんだ、あなたの方の言っていることは。と私は思うんです。

じゃ問題は、一年間大体どのくらいの予算をこの地籍地図をつくるためにとっているんですか。○説明員(段本幸男君) 予算の関係でございまして、地籍関係の予算は平成五年度におきましては、負担金の格好でとらえておりまして、国費ベースで八十五・三億円ということになっております。

なお、この予算は昭和五十七年にピークの予算額、負担額、国費で九十・四億円というのがつきましたけれども、その後歳出の抑制の影響を受けまして予算が減ってきました。昭和六十三年に一番最少額を記録したわけでございます。その後平成四年度、平成五年度につきましては、特に地価高騰等に伴う措置として土地情報をきちんと整備せにやいかぬというふうな認識も受けまして、公

共事業を上回る予算の伸びを得ているというふうな状況にございます。

○角田義一君 八十五億程度の予算でやっているんではないかと、今日、全国平均三七％ですね。そうすると、十年計画が何年やるのかわかりませうけれども、一体日本全国の地籍地図ができるというのは何年なんですか。

○説明員(段本幸男君) 私ども第四次十年計画、先ほど申しましたように、現在は平成二年度を初年度といたします第四次十年計画というもののに基づいて実施いたしております。この四次十年計画を立てるときにおおよそどの程度見積もってやるかということをおおよそ試算してやっていますけれども、その折には今後全体を三十年程度、ごく一部の林地等利用度の低いところを除きまして、残る地域を三十年程度で完了することを目指して置いて十年計画を定めたというふうな形で実施いたしております。

○角田義一君 あと三十年、私は亡くなっている。とても生きていられないでしょう。

ちょっと外国の例を聞きますけれども、ドイツ、フランスはどうなっていますか、地籍地図は。完成しておるはずですよ、とくに。

○説明員(段本幸男君) 諸外国における事例でございまして、まず今出ましたフランスにつきましましては、既にナポレオン地籍というふうな名前では呼ばれておりますように、一八〇〇年代、今から約二百年前でございまして、に始められまして五十年ほどかけて、その後やがて開発が進みましてから一九三〇年ごろから再調査が進められまして、これについてももう終わっているという段階にございます。

それからドイツにつきまして、旧西ドイツで答えていただきたいと思います。旧西ドイツは、これは連邦でございまして各州がそれぞれ地籍調査を実施するということになっておりますが、それぞれの各州につきましてもすべて完了しております。今は図面のそれぞれまた再修正の

段階にあるというふう聞いております。むしろ旧西ドイツにおきましては、これらを情報システム化してそれを行政に生かしているというふうな段階で検討が進められているというふうにとらえております。

○角田義一君 失礼けれども、韓国はどうなっていますか。

○説明員(段本幸男君) 韓国につきましては、占領時代から既に始めておるようございまして、一九一〇年から一八年度まで土地調査、それから一九一六年から二四年度まで林野調査ということで既に完了しているというふうな状況にございまして、現在は多目的化とか数値化とかいった段階に進められているというふうにとらえております。

○角田義一君 台湾はどうですか。

○説明員(段本幸男君) 台湾につきましては、一九五四年、戦後すぐ始めたようございまして、先生先ほど御指摘ありましたように、これまで私も都市部が大変おくれたるわけにございまして、台湾ではむしろ逆で都市部については今までは完了しております。進捗率は四〇％ぐらいというふうにとらえております。

○角田義一君 この問題だけやっているわけにいかないんです。これは法務大臣というよりも副総理として私がお尋ねしたいんです。

日本は近代国家で、しかも一番国民の権利関係をしっかりと押さえる必要ならぬ地籍地図が今日まだ三七％の進捗率、あと三十年かからなきゃできません。これから土地開発であるとかいろいろの国土の総合的な開発を進める上でも、私はこの地籍地図というのは国家運営の基本だと思っております。そういう認識を今までの法務当局なり国土庁なりというのはどの程度持っておったのか、非常に私疑問に思っています。期待をしております。

しかもドイツ、フランスとかいうところはもう、それは歴史はちょっと若干違いますが、それだけでも、完成しておる。韓国でも戦後いろいろやっでもう進んでおる、台湾ももう進んでおると。こ

いう状況の中で先進国である日本がまだ三七％、しかもこれから三十年かからなきゃ完成できないだろうと、こういうことで果たしてよろしいのか。これはもうちょっとやっぱり国家的な一つの大きな事業として位置づけて、予算もつけてもっと早い時期に仕上げる、そういう基本的な姿勢が政府にないからこういうことになるんじゃないかと私は思うのでございまして、ひとつぜひ副総理、副総理に就任されたんですから、国家運営のこれ基本として、こんなのろのろのろのろしたことで果たしていいのかどうか、この辺のやっぱり副総理としての御所信を私は承っておきたいと思っております。いかがでございましょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) お答えするまでもなく、正確な地図を備えつけて権利関係をはっきりさせるということは、これは極めて私は基礎的な重要な仕事であらうと思っております。

今、応答を聞いておまして、昭和二十七年からといったらうこれ四十年たっているんですね。それでまだあと三十年、これ七十年かかる。仕事は大変難しい仕事であらうとは思いますが、でも、それにしてもこんな大事な仕事に年間予算がわずか最近の貨幣価値で大体八十億から九十億程度、完成率は三十％ですか、大都市等では一二％、これはもうまことに私は仕事に対する重点の置き方をいまい一度見直さなきゃいかぬのではないかとつくづくの感じを持ちました。

御質疑等、ごもっともだと思っております。これはしかるべく閣議等の際に私の方からこういう重大な御提言があったということを発言をいたしまして、できる限り推進をするということに努力をいたしたいと、こう思います。

○角田義一君 ひとつよろしく副総理としての手腕を発揮していただきたいと思います。期待をしております。

次に移ります。不動産登記法の関係でお尋ねするわけですが、今回二十四条ノ三というものを新設されまして、十七条の規定による地図が備えつけられる

二準ズル図面」については欠けているということに今回なっているわけでございます。

この種の登記手数料は、今回「地図二準ズル図面」については閲覧制度だけができてまして閲覧手数料の徴収ができるわけでございますが、この閲覧手数料の総額、これは全国に約三百万枚、正確に申しますと二百九十数万枚のこの「地図二準ズル図面」があることになるわけでございます。

これが日常的に利用されておると。そういう利用状況の実態というのは、必ずしも正確なデータが実はあるわけではございませんけれども、一定の期間を区切りましてこのいわゆる「地図二準ズル図面」の閲覧状況というものの統計をとりまして、それから推計いたしますと約五十億、これは少し私から見積もり過多ではないかなという感じも実はしないわけではございませんけれども、大体五十億程度の収入は年間予想できるのではないかと、こういうことになるわけでございます。

こういう登記手数料は、御指摘のように現在の登記特別会計のもとにおけるいわゆる特定財源、つまり一般会計からの繰入額とそういう登記手数料等の特定財源から登記特別会計というのには成るわけでございますが、そういう特定財源として、主として乙号事務処理経費、日常的な謄抄本作成等の事務経費に使われるほか、コンピュータ化の経費に振り向けられると、こういうことになるわけでございます。

したがって、この「地図二準ズル図面」のデータにつきましても、本来のこの「準ズル図面」の維持経費にももちろん充てられるということ、これは従来も相当、十数億、二十億近い金がこのために費やされているわけでございますけれども、さらに私どもはその金をこの「地図二準ズル図面」の整備のために振り向けるとともに、コンピュータ化経費の一助にもいたしたい、こういうふう

に考えているわけでございます。

○角田義一君 これは閲覧するだけでは用が足りないからコピーをとるわけですが、恐らく実際は登記所に備えつけられてありますコピーを借りてとるということになると思うんですね。そうしますと、そのコピーというのは、これは民事法務協会が所有してあるコピーだと思えます。高い安いいろいろな議論があるところですが、これも、関西では一枚大体五十円、関東では七十円。関西の方がしつかりしているんです、五十円なんです。関東は七十円取られている。そのお金が民事法務協会に入ることになる。

そうすると、これもちょっと疑問があって、いろいろと尋ねてみるとまた切りがなんでしょうけれども、本当に不動産のコンピュータ化を進めるとか公図の維持管理をするとかということになると、本来であれば私はこの部分の公図のコピー代というものは、これは不動産の特別会計の方に入るべきなのかなという感じがするんです。それが、財団法人であるけれども、その収入の方へ入っていくことはどういうことになるのか、こういうことでしょうか。わかるように説明してください。

○政府委員(清水滋君) 本来、登記制度上写しの交付ができる、写しの交付請求権があるというもののつきましましては、これは国側で写しをつくりまして、認証文を付して御申請人に交付する、こういうことでございます。ところが、いろんな書類の中には閲覧はできるけれども写しの交付という制度はない、こういうものはたくさんございます。

今回問題になっております「地図二準ズル図面」につきましても、写しの交付制度は今回創設をいたしております。それ以外にも、例えば分筆の登記の申請の際に出す地籍測量図とか、あるいは建物新築した場合に提出する建物の図面あるいは各階平面図というような図面があるわけでございます。そういうものについても閲覧の制度はございますけれども写しの交付という制度はございません。

そこで、従来よりそういうものを閲覧する方が閲覧の機会にそれを写しとる、例えば図面でございましてトレースの用具を持ってきてトレース

で自分の図面を写しとる、こういうようなことがある意味におきましては昔から行われてきたわけでございます。ところが、戦後非常に複写機の技術が発達してまいりまして、自分で写しとるのが面倒だと、だから外部の業者が登記所にそういう機械を設置して、そしてその機械を利用して自分たちはコピーをつくって持って帰るというようにすることにさせてもらえないかと、つまり利用者の方からそういう声が必要に起こってきたわけでございます。中には土地家屋調査士会等が積極的にそういう機械を買って登記所の中に置いてほしいというような要請が出てまいりました。

しかし、そうなりますとそういう機械を設置する場所、これは国有財産を使用するという問題が一つ起こってまいります。それからもう一つ、登記所の電気代をどうするか、そういう機械の電気代をどうするかというように問題になります。会計検査院の方からも指摘をされるというようなことがございました。

そこで、国の大事なそういういろいろな資料を取り扱うというところでございまして、国のいわゆる監督権の及ぶ財団法人民事法務協会の方で一律にそういう利用者の要望にこたえる形で、いわばサービスとしてそういう機械を購入いたしまして、国の許可を得て、また電気につきましまして別途メーターを設けてコピーを置いて、それを俗にコインコピーと称しているわけでございますが、そういうようなこと。

また、法務局の方から見ますと、いつまでも法務局の中に居座って長時間トレースをしておられるというところになりますとかお客さんの迷惑にもなるし、非常に登記所が混雑をするというような面もございましたので、そういう利用者の要請にこたえる形でこのコインコピー制度、これがもう非常に速い勢いで普及してきたというのが実情でございます。

そういうようなことを考えますと、本来国でつくべき性格のものではないので、結局それについての経費はこれは民事法務協会の方に

帰属をせざるを得ない、その費用を国の方で取り上げるというのはまさに法的な根拠が全くないというところになるわけでございます。この費用の額につきましましては、例えば民事法務協会といたしましては、そういう機械を購入してそこに置いても経済的にはペイしないというようにも実はあるわけでございますけれども、利用者の方からの非常に強い要請があつてかなりその数をふやしているというような状況も実はあるところでございます。

したがって、コンピュータ化のためにこの経費を何とかして確保しなきゃならないという要請は私も本当に痛切に感じているわけでございますけれども、このコインコピー代についてはちょっとそれに繰り入れるというところは難しい話ではないかと、こういうふうには考えているわけでございます。

○角田義一君 私は民事法務協会が悪いとかいいたかと言っているんじゃないんです。民事法務協会はここわずかに二十年ぐらいの間に資産がばあっと、最初三百万ぐらいだったものが今十七億ぐらいです。そういうことはすぐわかります。財団法人で資産がどんどんふえんのです。一般的には身上が減るよりはふえた方がいいかもしれないけれども、しかし財団法人というのは営利を目的としておるわけじゃないわけですから、それがどんどん身上が十七億にもなるといふことは、一体これはどういうことなんだろうかなという素朴な疑問を私は持つ。

しかも国も相当この民事法務協会には受託料で一般会計から金も出してコンピュータ化などの作業をやってもらっているということになりますと、十七億の資産もできてきたこの民事法務協会と国とのあり方、手数料の徴収の方法、こういうのはもう一遍総合的に、こういうものは困るといふことを私は見直さなきゃならぬ時期に来ているんじゃないかというふうに思っています。

この民事法務協会がいろんな役割を果たしているというところは、私は何も否定もしないんです

があるということ、これは否定できないというふうにするわけでございます。

○角田義一君 私は結論的にはこれは賛成せざるを得ないと思っておりますが、若干率直に言って疑問を幾つか持っているんです。

それは、今、局長がいつも簡単に実体関係が確定しておるからと、こういうふうにおっしゃるけれども、それは普通正常な場合はそうだと思います。取引は圧倒的にそうだと思います。しかし二つ問題があるんです。

一つは、土地が高くなってきているということ、それから売り主、買い主、特に売り主の場合でしようけれども、高齢化になってくるという問題があるんですね。そうすると、本当にその方が高いものを売るという意思があるのかどうかという確認は、これはプロの司法書士さんでも非常に私に悩むところがあると思いますよ。そういう意味で、例えば本人が亡くなった、あるいはおやじがもうろくしているときに売っちゃって、あんな安い金じゃとても我々売る気にならない、金返すからというふうに関係人が言い出した場合に一体どういう権利関係、法律関係になるかという問題はこれはあるわけで、例えば死亡しても消滅しないという規定があるからといって、恐らく司法書士さんはそのまま登記をするようなことは私はないような気がするんです。

ただ、双方代理ということもあるからやらざるを得ない、登記してしまわなきゃならぬ、待ったがかからないという、私も弁護士的な感覚で言うとそういう問題が起き得るでしょうと。あなたも簡単に実体関係というものが全部押さえられているとか心配ないと言えども、そういうものでもないんじゃないかという疑問が一つあるんです。

もう一つは、じゃ司法書士さんに全部お任せをするなら私には構わないと思うんです。司法書士法との整合性の中で、これはもう代理はあくまでも司法書士さんがやって、弁護士のように訴訟代理があつて、そして死亡したときも訴訟手

続はある程度手続面だけは進めることができるという規定になっておつて、それは弁護士だけができるんだということであらばいい、司法書士さんだけならそれができるといふならいいんだけど、これは別に代理人が司法書士とは限らないんですよ、この条文は。そういう問題がまずあるでしょうということですね。そういう問題というものを全部クリアし切っているのかなという疑問が私にはあるわけ。判例はもちろんそのとおりだと思つてはいるんです。だけれども、判例というのは法律じゃありませんからね。これは変わることもあるんだし、判例の射程距離というのは一体どこまであるかという問題はあるわけですね。しかし、法文上はこうなつておつてはいるわけですね。

その場合、あなたは司法書士さん司法書士さんと言つても、司法書士さんがやるのは恐らく取引の八割ぐらいだと思つて八割やつて、現実にはいろいろほかの取引がある。しかし、二割はそうじゃない。しかし、この条文はこの条文として、できれば動くわけですから、生きていっちゃうわけですからね。そういうことを考えますと、あなたがおっしゃるほど事は簡単単純ではないのではないかと私は思つていますが、いかがですか。

○政府委員(清水湛君) 登記制度というものを考えますときに、間違いない登記をする、こういうことが非常に大事なことでございます。

したがいまして、先生が御指摘になつたような代理権があるかないかという問題のさらに一歩前の問題として、本当に当事者が売買なら売買があつて、それに基づいて登記の申請をする現実な意思があつたかどうか、これが問題だと思つてます。例えば、亡くなったおやじさんが少しもうろくをしていて段階に甘言に弄されて土地を売つてしまつた、こういうようなことでございまして、それはむしろ民法の実体法の理論として後に詐欺論ということがあります。仮に登記がされましてもその登記をまた回復するということが理論的

に可能であり、そういう方法が残されているわけでございます。それはそういう形で問題の解決をせざるを得ないというふうに思ひます。

私も申し上げておきますのは、そういう実体関係というものは別途の法理でこれをまたひっくり返すということはあるわけではございませんが、そういうことを前提とした上で、しかし実体関係がきちつとした意味で確定しておる、そういうことを前提として考えますと、これはやはり登記はやらざるを得ない。例えば、売り主であるお父さんが司法書士に依頼して買い主のために登記を移してほしいということでも手続を進めていたところ亡くなつてしまつた。しかし、その場合でも相続人の方はお父さんが負つていた登記を移す義務というものを相続によつて相続するわけでございます。それから、これはやはり、改めてまたその人たちが同じような委任状をいただく必要があり、また相続人はそういう委任状を出さなきゃならない、こういうことにもなつてくるわけでございます。

そういうようなことを考えますと、やはり実体関係が前提であるということも踏まえた上でこのような不消滅の規定を置くということが非常に合理的であり、手続の安定ということにも資するのではないかと、こういうふうにお聞きわけでございます。

先生の御指摘される不実の登記が場合によつてはされるというふうなことにしましては、これはむしろ司法書士の方で事件を受ける際に間違いないことを確認する義務、こちらの方の問題として論ぜられるべき性格のものではないかというふうにお聞きわけでございます。

○角田義一君 私はこれに非常にこだわつておるんですが、まあ実態は司法書士さんが八割ぐらいやっておられるし、やっぱり司法書士さんもちつとそれははじめに全部やっておられるわけで、トラブルをなるべく避けるようにやつてい

が先ほど申し上げたような事例が今後やはり社会の状況の中で出てくる可能性というのは多分にあると思つておる。そういう場合の事前のチェックなりをどうするかという問題が一つやっぱりそれは別の問題として残るかもしれない。

それともう一つは、今言つた双方代理という制度がありますから、片方が死んで片方がそういうことを言われてきても、買い主の立場に立つてみれば登記をやつてやらなきゃならぬという、これまたひとつ責任も司法書士さんにあるわけでしょう。そういう非常にジレンマに陥るおそれもあると私は思つてます。そういうことを考えると、これは司法書士制度との関連の中で、やはり将来一つの大きな課題としてあるんだという認識を持ってもらわなきゃ私は困ると思つただけでございますが、局長。

○政府委員(清水湛君) 恐らく私も、こういう規定を置きました場合にはもう何が何でも代理権は不消滅であるというふうには司法書士さんの方で頑張り得るということにはならないのではないかと。例えばいろんな委任の際に、御本人が死亡した場合に連絡をしますから改めて相続人から委任状をもらうようにしてくださいとか、そういうことをお互いに権利者、義務者の双方承知の上で慎重の上にも慎重を期して手続を進めていたいただきたいというふうなことが仮に委任の際にあれば、それはそういうことも一つの有効な合意と私は見得るのではないかと今思ひます。

ですから、司法書士さんとしては、あるいは土地家屋調査士もしかりでございますけれども、現実の登記を実現して本当の権利者の権利を保護するというのが究極の目標でございますので、そういう観点から適切な行動をすることを私どもとしては期待し、またそういうふうな方向でいろんな助言もしてまいりたいというふうにお聞きわけでございます。

○角田義一君 これに関連しまして、この条文には、「本人ノ死亡ニはわかるんですが、後に「本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅」というのがあ

ですけれども、法人の代表者等の死亡とか代表権の変更あるいは消滅、こういう場合は一体どうなるかという明文がないわけなんですよ。これはどうなりますか。解釈によって本人の場合と同じような扱いをするということになるのか、これが一つ。

そうなりますと、いろいろ実務で厄介なこと、例えば法人でいわば印鑑証明、資格証明をつけて出して実印をくっつけて出した。しかし、悪いやつがいて、その日のうちに法務省の方にはもう改印届けを出して、司法書士さんが前の日もらったものを持っていったら、いや印鑑が違ふよ、もう改印されているよ、押してある判こと違ふじゃないかというような形でこれは却下せざるを得ないというふうな事態にもなるとすると、せっかくこれだけの法律をつくっても意味をなさない。その場合の手当で、細則等の改正、これらについて一体どういうふうに考えておるか、あわせてついでにこれちょっと説明してもらいましょうか。

○政府委員(清水滋君) 二十六条で言う「本人タ法人ノ合併ニ因ル消滅、本人タル受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡」という表現がございすけれども、この法定代理人の中に代表者の死亡等は含まれるというふうに解釈すべきものと考えております。

それから、代表者が死亡することになりますと、新しい代表者を選んで当然その変更の登記もしなければならぬという商業登記手続上の要請があるわけでございますけれども、その際に新しい代表者が直ちに印鑑を登録して旧代表者の印鑑とは違うものにしてしまふ、ところが登記の申請の際に出された印鑑証明書はそれとは違ふ、こういう非常に境界線上の問題が起つてこようかと思ひます。しかし、普通その登記所で当該法人の登記がされているという場合には、そういう印鑑証明書の提出を要しない場合もあるわけでございますけれども、そうでない場合にはそのまゝ旧代表者が出した印鑑証明書でその登記がさ

れるということになるかと思ひます。

問題は、印鑑証明書の提出を要しない登記所、つまり法務大臣の指定した登記所以外の登記所では、委任状に旧代表者の印鑑が押されておる。ところが、登記の申請がなされた段階におけるその登記所における代表者の印鑑は新しい印鑑になっているという場合に、そこに食い違いが生ずるといふ問題が境界線上の問題として出てこようかと思ひます。そういうふうな食い違ひしている場合には、これはやはり却下をせざるを得ないということになるのではないかと。

ただし、その場合でも従前の印鑑というのがその印鑑票の中にまだ保存されているということであれば、それは受理するということも可能だといふ説も出てくるかもしれませんけれども、そういう境界線上の問題についてはもう少しこれは具体的な事案に応じて考えさせていただきたいと、こういうふうな考えております。

○角田義一君 きょうの答弁とすればそこまでにとどめておいてください。これはいろいろ検討課題になっておる、検討課題なんだ、間違ひないからこれは法律が通った後、細則をどうするかというときによく考えて勉強してもらわねと困るんです。私もほとんど素人だけれどもあなた方はプロなんだから、よくそのところはちゃんときちとやってもらわねと、せっかくいい法律をつくったところで実務がまた混乱しては困るので、そのことだけきちと申し上げておきたいと思ひます。

それと、今回例の建物の合棟、合体によって従前あった抵当権の消滅を防ぐという新しい法律ができて結構なことだと思ひますが、これは局長さん、三十年も前に通達が出て、そのまゝずっとやってきてひどい目に遭った人がいっぱいいるわけですよ、この通達によって抵当権がふっ飛んじやって。それでいろいろ異議を裁判所に申し立てて裁判になった例もたくさんあるわけ、勝ったり負けたりしていますわね。やっとな三十年たつてこれじゃ不合理だと、ちゃんとした法律をつく

らにやならぬと、こういうことでございまして、法務省というのはお上なんだ、こんなことを言うとか大臣に申しわけないけれども、もう先例というのを墨守ですよ、私に言わせれば、もう三十年も墨守して、これが正しいんだということをやつてきているんです。ところが、国民の側から見ると大変困つたことも幾つもあるわけですよ。何でこれだけのもを三十年も墨守して、ぎやあぎやあ言われてやつと今度法律を直すんですか。もうちょっと柔軟に対応したらどうですか。まずそれを質問したいんです。

○政府委員(清水滋君) 御指摘のとおり、建物の合体に関する登記事務の扱いというものは、昭和三十八年にこいつ基本的な取り扱いを示したのが最初でございます。

建物の合体というのは、御承知のように二つ建物が……

○角田義一君 いいです、その理屈はわかっているから。私は何で三十年もほつておいたかということをお聞きしておるんです。

○政府委員(清水滋君) 物理的に一個になつてしまふ、そういう場合の取り扱いとしては、一不動産一登記用紙主義の原則に反する状態だということとで、これはもう放置することができない、その場合には両方の登記を本来消すのが登記制度の理論的な筋である、こういうことで従来は考えられていたわけでございます。相当長期の間をううう不動産登記法の原理原則に従つた解釈運用をしてきたわけでございますけれども、そういう扱いをするということが一般的に公知の事実になつてまいりますと、今度は逆にそれを悪用していわゆる抵当権飛ばしというふうな現象が出てきた。これが私は昭和四十年代後半あるいは五十年代の現象だろうと思ひます。

承知のようにいわゆる抵当権飛ばしをねらつたような現象がかなりあらわれてきてまして、訴訟にもなる。裁判所は大変苦労しまして、これはもうむしる實際は合体に近い状況なのに実は合体もしていないんだ、まだ建物は別々なんだというふうな非常に事実認定の面で抵当権者を救済するといふような解釈を重ねてきたわけでございます。

しかし、そうも言つてもこれはやはりその実体に即した法改正をする必要があるといふことで、実は今回大変遅いと言へば遅いというおしかりを受けることは私仰せのとおりだと思ひますけれども、そういう意味ではおくれはせながらこういう改正法案をやつとまとめた、こういうのが実情でございますので御理解をいただきたいと思ひ次第でございます。

○角田義一君 これは結果はいい法律になるんだから、私はもう余りぎやあぎやあ言いたくないんだけれども、例えば東京地裁では、抵当権が吹っ飛んだのを裁判所が救済しているんだ。ところが、もっと悪質な事例だと鹿児島県の事例があるんだけれども、それは一番二番ともかわいそうに仮差し押さえや、抵当権者はみんな負けちゃつていけるわけですよ。今、最高裁に行つていけるんですよ、全然弁論が開かれぬ、一年も口頭弁論が開かれぬ。やつとこの法律ができたから最高裁どういふ態度をおとりになるか。適用の問題があると思ひますよ、いつの時点でも何を用いるかというその法律の適用の時期の問題等がいろいろあると思ひます。

私が申し上げたいのは、こういうことなんです。要するに先例があつて、先例を墨守するのはそれなりの理由はあると思ひますが、やっぱいろいろ現場で司法書士さんなりあるいは代理人なり弁護士さんなりがこれはおかしいんじゃないか、こういう先例は改めてもらわねと困るじゃないかというふうな申し立てみたいなのがあるわけでしょう。それをうんと筋張つた言い方をすれば、登記官が却下する。却下すればそれに対する不服申し立てをする。それはまあ法務局長が

やるわけでしょう。それでなお不服だったら行政訴訟をやるということになるわけです。行政訴訟をやったあと三年も四年もかかって、その間権利は全然裸になったままになっておるわけですよ。それじゃやっぱり司法書士さんなり本人は、これはお上に逆らえないからしょうがない、お上の言うとおりのものに直すよりしょうがないじゃないかということで先例に従ったような形で意に反してやるということが幾らでも今日あるんですね。

例えば二つの例を挙げてみれば、例えばマンション、今東京で非常にはやっておるマンションでは、あれは御存じのように建物と、それから敷地でしょう。何百分の一、五百分の一ぐらいの土地をもらう。そして分けるわけ。ところが、その相続人がない。共有者が死んじゃって。縁故者、まあいろいろ面倒を見た人に土地と建物をやろうとしたときに、今どうなりますか、これ。最高裁のやっぱり判例を経て三十数年墨守してきた通達をあなた方は変えたでしょうや、一々例を挙げて恐縮だけれども、それをまた三十年も墨守して最高裁の判例が出て初めて新しい通達を出してきた。何回も何回もそれはもう異議が出ていないではないんですよ。

そこでちょっと聞きますけれども、そういうふうには却下されて法務局長に申し立てをした件数は、一体ここ五年間くらいどのくらいありますか。ほとんどないはずですよ。ほとんどやられていないんだ、この制度は。

○政府委員(清水湛君) 登記官の処分に対する不服申し立てということができるようになっているわけですが、過去五年間の申し立て件数は合計で百四十三件ということになっております。

○角田義一君 何百万件という登記の中で、それは大抵のものは正常に動くからいいんですけれども、今私が言ったように異議申し立てをしてもそういうシステムになっているからなかなかできない、これが活用されてないわけですよ。だから、

活用されてないものを活用しろと言っても無理だとすれば、私は先例のいろいろな矛盾点、現場からいろいろ出てきた問題についてはもうちょっとフランクに法務局は、そういう団体なり、例えば弁護士会なりあるいは司法書士会なりが統一して、この先例は改めてもらった方がいい、ひとつ検討してくださいよという場合にはもう少し、法務省は昔のお上と違うんだからもうちょっと柔軟に対応してそういうものの協議に臨むという姿勢に転換できませんかね。

これはまず局長に聞いて、それから大臣に私は聞きたいと思っています、これは政治姿勢の問題だから。

○政府委員(清水湛君) 私どもは常にかたくなに態度を変えないというわけじゃございませんで、従来でも司法書士会からの要望とかあるいは現場の第一線の登記官の方からいろいろな申請人、弁護士さんからのいろいろな問題提起あるいは司法書士さんからの問題提起というふうなものを踏まえて、こういった取り扱いは変更すべきではないかというふうな上申が始終、ほとんど始終私どものところに来ることがございます。そういうものに対応して先例を、これを直ちに変更するということも今まではしばしば行ってきたわけでございます。

先生が御指摘の例の共有持ち分、共有者のうちの一人が相続人なくして死亡した場合に、特別縁故者に行くのか他の共有者に行くのかという問題、これは実は昭和三十七年の民法改正の際にも立法の段階で議論がございまして、そしてその際は、共有者のうちの一人が相続人なくして死亡した場合に、特別縁故者、あれはもう例外的に設けられた規定であるからそちらの方は動かなくて、民法の原則に従って他の共有者に帰属する、こういう解釈である立法はされたというふうな私どもは聞いていたわけでございます。

ただ、その後非常に社会経済情勢が変わってきて、相続人がないまま死亡するというような方がふえてきて、しかも実際上は妻である、実際上は

子供であるというふうな形で生活の面倒を見るというような人たちがふえてきたということもあるのだろうと思えますけれども、そういうような現象を踏まえまして、最高裁がとうとうこれは特別縁故者に関する規定の方が優先するという判断を示したわけでございます。

私どももいたしましては、それまでももちろん先生御指摘のように登記所内部にもいろいろ議論があり、また外部においても学者がいろいろ論文を発表をして論じたという実績は十分承知していたわけでございますけれども、立法の経緯等からやはりそういう解釈はとれないという説も非常に強力に主張されていたという経緯もございました。そこで最高裁の判例が出るのを待っていたわけでございますが、最高裁の判例が出ましたので、直ちにその判例の趣旨に従って、従来の立法当時の解釈をいけば変更するという形で通達を出した、こういうことでございます。

これもやっぱり三十何年かたっているという話でございますが、そういう意味ではおしかりを受ける点は私どもにも多々あると思えますが、できるだけ迅速に関係方面の意見は十分聞きながら対応してまいりたいというふうな考えておりますので、この点はまたよろしくお願い申し上げます。

○角田義一君 大臣の御答弁をいただく前にもう一つだけちょっと聞きたいことがあるんです。

例えばもう一ついろいろ現場で問題になっているものを挙げたいと思うんですけれども、例えば区画整理事業なんかで、今現在の登記実務においては区画整理中の土地を分筆することはできないという通達になっているんですな。ところが、名前を言うのとまたいじめられちゃかなわぬから言いませんけれども、某、某としておこうか、某法務局管内ではいいじゃないかと、復元ができればそれは全部土地改良が完了しなくても分筆させてもいい。そうじゃないと非常に権利関係が複雑になって、そして当事者のまたもう一遍共有、持ち分を移動する、さらに抵当権がついているもの

をまた全部移動するとかで非常に複雑な手間暇かけて費用もかかるという中で認めているところもあるやに聞いております。これが一つ。

それから、例えば住宅公団、公団は別にもう事業が完成しなくてもその地図に戻せるということとを条件にしてどんな分筆させちゃうわけですよ。そうすれば、買う方は自分でどう分筆しても買ったところに抵当権をつけられいいんだから全部また共有を直すこともしないわけですよ。そうすると、私はこれはひがみではないが、お上のやる住宅公団ならそういうことはさせるが、おまえら民間というか市町村がやるような区画整理なんというのは危なくてしょうがないから分筆させないんだと、こういう発想が法務省にあるんじゃないか、こう私は疑うんだけれども、どうですか、そここのところは。

○政府委員(清水湛君) お言葉を返すようですが、公団だからあるいは市町村だからというふうな発想は私どもには全くないわけでございます。分筆については、これは釈迦に説法のような話になってしまいますけれども、恐らく問題として先生の頭の中にあるのは従前の地域であると。従前の地域については区画整理工事をしちゃうって仮換地の状態になっている、だから従前の土地の状況というのはいくら全然わからない、しかし工事をしたために一種の仮換地状態になって本換地がされないまま長期間を経過しているというケースがあるわけでございます。

そういうときに、現実には仮換地の一部を買い受ける、こういうようなことが行われるわけでございますけれども、仮換地というのは、これはまだ登記簿上の土地ではない、登記簿上存在するのは従前の土地でございます。ですから、仮換地の部分を幾ら特定して分筆をいたしまして、これは登記のしようがない。もし分筆をするとすれば、従前の土地について分筆をする。ところが、従前の土地はもう区画がどこであるかわからない、こういうような状況になっております。ですから、そういう場合にはもう分筆ができないとい

うことになるわけでございまして、最高裁の判例でもそういう場合には、仮換地で従前の土地がわからない場合にはもう共有という形でとりあえず登記をするしかないんだと、分筆の登記はできないんだというのをもう最高裁は認めているわけでございます。

ただ、例外的にまだ工事がそれほど進んでいない場合、従前の土地の位置、区画が明確であるといえますから、そこを測量して分筆の登記をし、それを換地区画整理事業体に知らせてそれに対応する換地を決めてもらうということも、これは可能かと思えますけれども、そうでない場合には原則としてできない、こういうことになるわけでございます。それを法的に従前の土地はわかったことにしてあるいは分筆の登記手続をするということも、それは全く考えられないわけではございませんけれども、それは理論的に申しますと、不動産登記法の大原則である現地を測量して測量図面をつけて分筆をするという、この手続に明確に違反したものになるわけでございます。したがって、いましてそういうことは理論的には認められないということになるわけでございます。

この点は非常にあちこちで指摘されている問題でございますが、私もいいたしましては、土地区画整理事業なんかの場合には仮換地のまま長期間置くというようなことはできるだけやめて、早く本換地にしてきちんとした登記を終えていたいただきたいというのが登記関係者の非常に強い希望になっていくという状況にあるわけでございます。

○角田義一君 それはちょっとまた時間があればいろいろ議論したいんですけれども、私が大臣に一つ最後にお尋ねしたいのは、要するに先例というものがたくさんあるわけなんです。法律は御案内のとおり明治にできた法律ですから、先例なり判断なりをやっていくかなきゃならぬということはわかるんです。しかし、これは後でちょっとまた最後にお尋ねしますけれども、私はもう抜本的に不動産登記法というのは変えなきゃいかぬ時期に

来ているなということを感じます。それまでの間、やはりその先例の見直しとかそういうものについてはもう少しフランクに関係団体と話し合って、やはりこれは改めた方がいいということがあれば三十年もかからないで、取引の安定なり登記の安定を書さない範囲においてもう少し柔軟に対応できないのかな、こういう気持ちは率直に持つんですよ。大臣、その辺ちょっといかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 角田さんがおっしゃいますように、世の中はどんどん変わるわけですね。だとすれば、その変わる世の中に適応できるように法律なりあるいは制度というものを私はやはり改正をすべきであらうと。改正するに至るまでの間はできるだけ具体的妥当性のある解釈運用をすべきである。それにはやはり土地等であれば不動産家屋の調査士なりあるいは司法書士の方なり、そういったような人もあれば団体もあるし、弁護士さんもあるし、こういった専門的な立場の人がたくさんおられるわけですから、そういう方々の協力も求めながら適切に対応するのが私は行政のあり方であらうと、こう思います。

ただ一つだけお願いしておきたいと思うのは、これはどこの役所の法律であらうと法律であれば同じことなんですけれども、ところが法務省の法律というのは、御案内のように刑法とか民法とか商法とか、その手続法とか、何というんですか、世の中の本当の意味での土台を支えておる基本的な法律を所管している役所なんです。よね。だとすると、やはり法的安定性ということがどうしても必要なんです。

そういう仕事を絶えず法務省の皆さんというのはやっていますから、先ほどのような適時適切な解釈運用ということとはわかっておりまして、やはり仕事の性格からくる、角田さんの立場で見ればどうも頑固一徹やなど、もう少し柔軟な頭で処理したらどうだいという御意見もよくわかるんですが、この法務省という役所の性格といいますか、もう私も、本当に歴史のあるきちんとして

た役所が今二十幾つの役所の中で一体幾つあるかということになりますと、もう本当にこの法務省あたりじゃないんじゃないかと。あとはもう言葉は悪いけれども、まことに随時適切という言葉の中で安定性が崩れているという心配もあるわけですね。そこをどうやってつぎ御理解をお願いしたい、と言いがらやっぱり線引きのところは一番重要ですから、十分心得まして対応していきたい、こう思いますので、お願いします。

○角田義一君 次の問題に移ります。時間の関係もありますからあと二つほど問題を聞いておきたいと思うんですが、保証書の問題です。いろいろ議論があるところですが、今回いけば管轄を撤廃したと。これは時代の流れで私は結構なことだと思っておりますが、しかし保証書をつくる保証人、この問題は基本的に何の解決もされてないというふうに思っているんですよ。

時間がありませんから端的に言いますと、例を挙げますけれども、立派な東大の教授がおられる。その人は不動産登記法の権威である。しかし、土地が高くて残念ながら東大の教授でも家が買えない、土地が持てない、官舎住まいだとか。この人が幾ら東大教授で、しかも不動産法の権威だとしても、今の制度だと保証人になれないんですよ。私が権利証を失っちゃったから保証人になってくださいと言ってもなれないんですよ。なれますか、どうですか。

○政府委員(清水湛君) これは登記を受けたことがございましてと保証人にはなれないと、こういうことになるわけでございます。

○角田義一君 そが私は、登記を受けたことがないというのは昔の明治時代の地主階級の頭のまななんだ。小作人なんというのは持っているんだからしょうがない。地主階級だけが土地を持っておいて登記ができた。ところが、時代が変わって来ちゃっているわけでしょう。そうしますと、保証人制度というのはどうしたらいいかというのは、今言ったように抜本的に見直さなきゃおかしいと思うんです。しかも保証人の責務というのは、何

しろ本人であることが間違いない、それで登記の意思がある、移す意思があるということを確認できればいいわけなんです。御本尊さん、要するに保証人になる人が今言ったような形で東大教授で不動産法の大家だけれどもこんな時代で土地も持てないよ、それが保証人になれないというこの矛盾ですよ。これ矛盾と感ぜませんか。局長さん、どうです。

○政府委員(清水湛君) 今回の改正の趣旨は、結局登記の申請をしようとする者をよく知っている人に保証人になってもらう。つまりこの登記の申請人が本人に間違いのないことを保証するということの意味でございますから、例えば今回いけば管轄を外したことによりまして郷里におります田舎のおやじだとか親戚だとか、登記を受けたことがなければこれはいたし方ございませぬけれども、そういう親戚の者からそういうような保証人になってもらう、こういう意味で広げたわけでございます。

ただ、さらにそれに加えて登記を受けたことがない人でも保証人になれるというようにすることにしたらどうかというの、これは一つの政策論だと思えます。今までの考え方といたしましては、登記を受けたことがある人であれば登記の持つ重要性ということについて登記を受けたことのない人よりも認識の程度が高いであらうという相対的な、むしろ絶対的な基準じゃなくて相対的な基準でそういうような線も引いておると。一方で、登記というものは年間何千万件もされるわけでございます。登記所としてはある程度そういう形式的な形で保証人適格というものをチェックするという事務処理の迅速性の必要性もあるというように、なこともございましてこういう形式的な枠をはめているわけでございます。

登記の申請事件が非常に少なく、この人は本当に保証人として適格者であるかどうか、東大の教授であるかどうかというよう身分証明書を出していただいでゆつくりそこで審査をするというようなことができるわけでございしますればまた

考え方も違ってくるかもしれないけれども、現在のシステムの中ではこの程度であらうと。

さらには、こういう人的な保証ではなくて、保証会社みたいなものをつくって一定の保証料を払って保証してもらうというシステムだっているじゃないかと、あるいは保険会社が保証をするというようなことがあってもいいんじゃないかというふうな制度論はあるわけでございますけれども、今回の改正では、そういった自分をよく知っている人が必ずしもその当該登記所の地域にはいないというふうな最近の地域社会の崩壊と申しますか、人口の流動化と申しますか、そういう現象を受けてそういう範囲を広げるということにとどめたと、こういうことになるわけでございます。御指摘のような考え方ももちろんあるということは私も承知しているわけでございます。

○角田義一君 これ議論するといろいろおもしろいんだけど時間関係もあるからあれしすけれども、やはり明治にできた法律が片仮名文で今日までずっと生き残っておると、これはもう通達なりあるいは判例なりを積み重ねてやってきているんですが、やっぱりもう限界が来ているなという感じがします。率直に申し上げて、そして、今言ったような保証人一つ取り上げてみても、登記をした人と登記をしていない人が登記法の理解とか登記についての理解が違ふなというのをあなた言ったって、それは今のしゃばは通らないです。ここで、幾ら国会でそれ言ったってだめ。それは通らないです、しゃばでは。もうそういう時代になっちゃっているわけですからね。だから、そういう意味ではこれはひとつ抜本的な改正の時期に来ているのではないかと。

口語化するということも、私は単に文語体を口語で改めればいいというものじゃないと思うんです。非常に歴史的な経過もある中で、不動産登記法というのは今の時代に合うようなやっぱり作業に取りかからなければいかぬじゃないかと。そのため

にはやはり広く国民から意見を聞いて、審議会をつくる、いろいろ刑法でも民法でもそうすけれども、そういう審議会をつくって、そして本格的な作業に取りかかるということをやっていますわね。私は不動産登記法もこの改正を機会にそういう時期に来ているのじゃないかと。やはり審議会等を作って、広い意見を聞きながらやっていかねばならないというふうに思いますが、これは局長とそれから大臣にお聞きしたいと思えます。

○政府委員(清水滋君) 不動産登記法というのは、これは明治三十二年につくられた法律でございます。現在でもこれは非常に活用されている法律でございます。私も聞いたとしても、これは非常に難しい漢字片仮名まじりの表現である、これを現代用語化する必要があるのじゃないかという点は十分に認識いたしておるところでございます。それから、内容が本当にある意味においてはプロ、専門家を対象としたような形での規定ぶりになっておるといふことからわかっていく、こういう面もあるかと思えます。

ただしかし、明治以来、この手続法の中身につきましてはもうしばしば改正が繰り返されてまいりまして、先ほど先生保証人の問題については御指摘がございましたけれども、その他の手続につきましては非常に合理的な仕組みが現在打ち立てられておるのではないかと今思っております。

したがって、内容面についての抜本的改正という点については具体的に何を考えるかという問題は私もあると思うわけでございますが、先ほど申しました現代用語化の問題、あるいは法文の表現をわかりやすいものに改めるというこの二点につきましては、現にそういう観点からの作業を進めているわけでございます。審議会もそのために設けるといふことは今のところ考えてはおりませんけれども、これまでも例えば司法書士会とか調査士会の意見はいろんな機会に聞いているわけでございます。審議会というものは十分こ

れを尊重して法改正に当たっているということでございます。この点もよろしく御理解いただきたいと思います。次でございします。

○角田義一君 大臣がちょっとお勉強されておりますから、その前に一つだけ実務的なことを聞いておきます。

最後にあります。

予告登記ですけれども、二つちょっと聞いておきたいと思うんです。休眠予告登記をどうするかというのは私も実務でも関心のあるところで、予告登記は別に害がないんだけど何か事件物のような感じを持っておって、それを消すということが大変結構なことだと思っているんですが、二つのことを聞いておきたいと思うんです。

それはここに書いてあります、裁判所が権利を放棄したことを証する書面というのがあるわけですが、これは確定判決とかそういうものがあれば別に問題ありませんけれども、いわば休眠登記でこの書面は一体どういう書面かということについては、これはもうこれからの運用ということにうか、裁判所の判断に任せたいかなきゃいかぬじゃないかというところが一つ、それから、登記をするときにやはり丁寧な意味からいうと事件番号等をきちっと書いてもらうということが抹消をする上で私は大事な点だと思っております。その二つの点について、これ実務的なことですから最後に大臣にいろいろ聞く前にちょっと聞いておきたいと思えます。

○政府委員(清水滋君) 権利を放棄したことを証する書面に具体的にどういふものが当たるかというところは、これは裁判所書記官が判断する問題、ケース・バイ・ケースによって判断する問題だと思えますけれども、典型的には、勝訴の判決をもらいながら実は判決に基づく登記の抹消をしないとお金をもらって権利を放棄するといふようなことが考えられるわけでございます。和解調書だとか和解契約書、そういうふうなものがあるうかと思えます。もし私的な和解契約書をつくらうかふうな話にもなってくるかもしれないけれども

も、これは裁判所の判断の問題だと思います。

それから、予告登記の際に登記簿に裁判所の事件番号なんかをつけなければ非常にわかりやすいんじゃないか、裁判所の方でもわかりやすいんじゃないかというふうな御指摘でございます。これも登記簿に書かないよりか書いた方がいいとはいえないことは間違いなく言えるわけでございますけれども、実際の実務上そういうことで非常に面倒なことになるのかもしれないか、この辺も少し検討させていただきまして、裁判所とも協議いたしまして方針を決めたい、こういうふうに考えております。

○角田義一君 大臣に一つだけ最後にお尋ねいたします。

いろいろ今回の改正で私もそれなりにきの昔の勉強をさせてもらったんですけれども、不動産登記法を読んでもつくづく感じますのは、やはり明治以来からの文語体、しかも難しいあれで、しかも判例、先例というものが積み重ねられてきている。不動産登記法を見ただけでは国民はわからないです、はっきり申し上げて。判例それから通達まで全部勉強しなければわからぬということではやっぱりいかぬのじゃないか。もう少し国民にわかりやすい不動産登記法というのを目指さなくちゃいけないんじゃないか、基本的に言って。そのうなりますと、やはりもう今日不動産登記法の、他の民法、刑法もそうでございますけれども、それに非常に関連のある法律として、やっぱり抜本的な改正ということをやりたいかぬ時期に来ておるんじゃないかという感じが一つ。

そのために、今ちょっと局長さんは審議会なんか設けることではない、いろいろ関係者に聞けばいいということだけれども、それが私はちょっとやっぱりかたいと思うんです。審議会なんか設けたって、広く意見を聞いていい法律をつくるというところがやっぱり基本でなければ私はいけません。この二点について大臣の所信を承って、私の質問を終わりたいと思えます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 法律をもう少し一般の国民にわかりやすく書きかえたらどうかと、殊にまたベカラス式の片仮名の法律がまだ随所にある、こういうものはやはり口語体にして直してやらなきゃならないじゃないかというの、これはもうごもっともでございます。法務省としても現在そういう口語化の問題で検討をどんどん進めていることも御案内のとおりでございますから、さらに作業を進めましてこれは一日も早く直すべきであろうと思います。

今も実は私、そういう御質問があるだろうと思つて秘書官に聞いたんです、わからない言葉何かないかと言つて。そうしましたら、例えばこれは刑法ですけれども、刑法の「内乱罪」のところなんて見ますと、「邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的」と、こう書いてあるんですね。これわかりませんか。あるいはまた、この間も何かのときに、あれは商法でしたか民法でしたか、番頭、手代という言葉があるんですよ。そうすると、これわかつている人は今の人におらぬのです、これは。それからまた、法律全体で見ますと、日本の法律でわからないのは、ともかく不眠症にかかれば読んだら必ず眠れるという法律、これ税法ですよ、税法。それから、今はもう共済組合になりましたけれども、恩給法ですよ。これ読めば読むほどわからない。

こういうような法律が戦後これだけ長い間たつてまだ直つてないんですね。殊にうちの役所を見ますと、刑法改正なんというのは、御案内のようにもうとつきの昔に草案はできたんですね。草案はできたんだけれども、一向その施行をしない。事ほどさように、さっきこれは申し上げたのと関連するんですね、根っここの問題であるといったようなことではなかなか進まないという面があるんですね。

しかし、心はもう幾らなんでも長過ぎるではないかと思ひます。法務省としましてはもせつと勉強しておりますから、御趣旨のような点は十分心得まして推進をいたしたい、こう思ひます。それ

でまた、各種団体の方の御意見、これは聞かないわけじゃないけれども、さればといつて、聞かないわけじゃないけれども、いづつまでもわかり切つたものをほうっておくということも許されない。こういつたように日本の法制度全般について何か大きな転換期に来ておるわけですから、私は全部見直さなきゃならない。同時に、今法律が千六百本あるんですよ。大体一年に、通常国会、臨時国会合わせますと百本ぐらい法律が改正せられたり直したりせられる。その都度いろんな規制が入つてくるんですね。こういつたような点も本当に政府としましては各方面の意見を聞いて是正をすべき時期が来ていると思ひます。こういう点も私も政権担当しておるだけに責任が重うございしますから十分心得て対応したいと、また皆さん方の御叱正等もぜひ賜りたいと、こう思ひます。

○角田義一君 必要があれば審議会等も設けておやりになるというふうな承つておいてよろしいですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 結構でございます。

○角田義一君 終わります。

○猪熊重二君 角田委員の方からいろいろ聞かれましたので私の方は質問をちょっと省略させていただきます。

まず最初に、「地図二準ズル図面」について伺ひますが、いただいた資料によると、十七条地図が二百二十六万枚ある、それ以外の地図が二百九十四万枚あって、合せて五百二十万枚法務局で保管している。

この地図によつてカバーされている、両方の地図を合せてカバーされている土地の範囲というのはどのくらいになりますか。

○政府委員(清水湛君) この地図の枚数につきましては、縮尺が五百分の一とか千分の一、それから二千五百分の一というふうなものもあるわけでございます。私どもは枚数を把握いたしてありますけれども、正確な面積比率ではまことに申しわけございせんけれども把握はしていないと、こういう状況でございます。ただ、この二百二十

六万枚の国調の地図というのがあるわけでございますけれども、国調の地図の調査完了地域が十萬一千七百平方キロということでございまして、一部まだこの地図が登記所に送付されてない地域もございますけれどもほぼ送られておるという前提をとりますと、十七条の地図が備えられておる地域は十萬平方キロ程度ということになるかと思ひます。

なお、国調の地図のほかに土地改良法とか土地画整理法、最近の土地改良、土地画整理といふのはやはり国家基準点に準拠した正確な地図をつくるというふうなことをいたしておりますのでそういうような図面、あるいは法務局が独自にやっております、これが約五十平方キロあると、ごくわずかでございしますけれども、そういうような状況になつておるわけでございます。我が国の国土が全体で三十七万平方キロでございますので、十萬平方キロ程度について十七条の地図が整備されているというふうに一応の推計が成り立つと言つて差し支えないのではないかと考えます。

○猪熊重二君 要するにこの十七条地図と、それから「地図二準ズル図面」としての公図、この二つでは取り引の対象となるような土地については全部カバーしているのかどうなのかということをお願いいたします。簡単に答えてください。

○政府委員(清水湛君) 実は地図が全くない地域というの若干ではあるがございします。私どもの試算では約五萬平方キロ程度の地域に地図が全く昔からないというふうなところがあるのではないかと、いふふうな推測いたしておりますけれども、三十七万平方キロ、ほぼそれ以外のところは国調の地図といふわけの「地図二準ズル図面」でカバーをされていると言つていいと思ひます。

○猪熊重二君 細かいことですが、十七条地図は土地の区画及び地番を記載すると、こういうことになつておるんですね。「地図二準ズル図面」は、土地の位置、形状及び地番を表示するというふう

に両方が違うんですね、この違ふのは何か意味があるんですか。

○政府委員(清水湛君) 地図という言葉が既に「地図」という言葉と「地図二準ズル図面」という表現の違いがございします。

私どもがここで地図と言つておりますのは、国家基準点、一等三角点から三等三角点までであると言つておりますが、そういう国家基準点との連絡関係を持つ土地の境界図面、これを地図と呼んでいるわけでございます。

と申しますのは、現状が水とかあるいは大きな地盤変動で破壊されて橋とかそういうものが流れてしまふ。流れてしまひましたも、国家基準点と接合した図面がございしますとそれに基づいて、もちろん誤差の問題はございします、その土地の位置を特定、復元することができ、こういうことになつておるわけでございます。そういう意味でそういうものを地図と呼んでおるわけでございます。地図についてはそのういふことを前提とした上で各筆の土地の区画及び地番を明確に表示するということになつておるわけでございます。

ところが、「地図二準ズル図面」といふのは、これはそういう国家基準点とは結びついていない、いわば土地の形状図でございまして、地図とは言えない、そういう意味で「地図二準ズル図面」といふ言葉を使つたわけでございます。

しかし、この図面なるものも土地の相対的な位置関係、何番の隣の土地は何番であるとか、あの土地の配列関係はこうであるというふうなことにつきましては、明治の初期以来つくられた図面ではございしますけれども、ほぼ正確にそのような状況をおあらわしておるというふうなことになるわけでございます。そういう意味で位置関係、形状、地番というふうな表現にいたしたわけでございます。

根本的には「地図」あるいは地図ではない「地図二準ズル図面」という用語の中にはその両者の違いがあらわれておると、こういうふうな考へておるわけでございます。

○猪熊重二君 それから、手数料の件なんです。これも先ほど角田委員の方からいろいろ話がありました。現在は十七条地図は交付してもらうのに四百円の手数料を取られる。この四百円の手数料を払えば登記所で判を押したきちんとした書面がもらえるわけです。それに対して公図の方は現在はまだで、そして民事法務協会がコピーしてもらったからそのコピーだけ取られる。この民事法務協会のコピー代が四、五年前は百円だったんです。一枚。私がやっぱりこの法務委員会、町じゃみんな二十五円じゃないかと、安いところじゃ二十円だと、何で百円なんだということを書いて、ようやく何とかが半分になりますと書いて、まだ半分になっていない。

いずれにせよ、しかし現在は五十円か七十円、民事法務協会の方だつてあるけれども、そこへ払えば公図の写しをもらえるわけです。今度逆にこの法律ができたおかげで、今、民事局長お話しのように、四百円の閲覧手数料を払って、そしてさらに七十円のコピー代を取られて四百七十円今度かかるんです。今までは七十円、今度は四百七十円。そして四百七十円でもう方はずさんな図面、判が押してあるのをもらうのは、十七条地図の方は四百円できちんとした地図がもらえる。これじゃぐうたらな方をもらう方が高くて、まともな方が安いということ、やっぱり四百円じゃなくてももう少し考えるべきじゃないだろうか。

手数料を払うということ自体は、やっぱり受益者負担という意味においてそれは私もやむを得ぬだろうと思うんです。しかし、受益者負担というのはいろいろ実際にかかる金という意味ですから、四百円の閲覧手数料を取って、それで一生懸命登記のコンピュータ化の方へ回されちゃうというんじや受益者負担を超える部分になってくる。ですから、この金額を四百円ともう決めちゃったわけじゃない、今から政令で決めるわけですから。まともなものが判を押して四百円だったなら、いいかげんと言っちゃあれですけど

も、いいかげんな図面をただ見る方はもっと安いということも当然考えるべきだと思うんですが、どうです、局長。

○政府委員(清水湛君) いろいろお考えが私ども当然あっていいところだというふうに思うわけでごさいます。いろいろな議論が積み重ねられてきたところでございます。

ただ、十七条の地図の場合には、閲覧についてまず四百円いただく、それ以外にも写しの交付請求をすればまた別途四百円ということ、合計八百円ということになるわけでごさいます。ところが、「地図二準ズル図面」の方につきましてはいろいろ問題がございまして、写しの交付という制度は今回は採用しないと、とてもそれにたえ得るだけの体制になっていないということと写しの交付制度は採用いたしておりません。閲覧だけのごさいます。

問題は、閲覧のために私どもが非常に古い和紙の地図をつくりかえたり、あるいは大きな判の図面を五十センチ・六十センチの図面につくり直したり、こういうような作業を現在相当の金をかけてやっているわけでごさいます。そういう意味で、地図の維持管理経費、これは人件費も含めてでございますけれども、閲覧に供するという目的のためにだけでも、この「地図二準ズル図面」を整備するための実費というの、場合によっては正規の十七条の地図の図面の維持管理費よりはるかにかかるというのが事態になっているわけでごさいます。

そういうようなことを考慮いたしまして、実費を勘案して手数料を決めるといふ法律の趣旨からいたしますと、やはりこれは両者に違いを設けるというわけにはいかないのではないかと、閲覧についてはそれぞれ四百円ということにならざるを得ないのではないかと、いふに私どもは現在考えているわけでごさいます。

先生御指摘のように、そういう閲覧の際に、今度は閲覧者がトレース用紙などを持ってきてそれをトレースして写しを持って帰るといふことは、

これは自由でございますけれども、その際にコピーという現代の文明の利器があるわけだからそういうものを利用してほしいというようなことから民事法務協会がそういうものを積極的に提供するというところになったわけでごさいます。

そのコピー代として、大登記所では現在五十円、余り利用度のないところではこの費用を賄うことができないというような状況もございますので七十円というような金額で現在運用しているようでごさいますけれども、中身が少し、いいかげんという言葉はちょっとどうかと思えますけれども、やや精度が低い、精度にも非常に高いものから低いものまでいろいろな段階が実はあるのでございまして、やはりそういう中身の問題ではなくて、やはりそういう維持管理に要する実費というものを基本に考えますと、まあ四百円、四百円、コインコピー代は別途負担していただく、こういうことにならざるを得ないのではないかと、いふに考えておりますので、この点もよろしく御理解を賜りたいというふうに思う次第でござい

ます。

○猪熊重二君 なるべく簡単に答弁してもらって……

要するに、今まで幾かけたから今度こで四百円取り返そうというふうな考えでやられてもちょっと困るんで、しかしまあ金額は適正に決めてください。先ほど角田委員が言ったように、本来なら必要のところから金額が出てくるというのがやっぱり私も筋だと思っております。

まあその点はそれに、次に登記申請の代理権の不消滅の件に伺っています。先ほど局長の説明をいろいろ聞いています。司法書士が受任してきちゃんと実体関係等についてもいろいろ調査しているというふうなことがあるから代理権を不消滅にしてもいいんじゃないかというふうな説明をされたように思いますが、もしそういう説明だとしたら、それは説明ならぬと私は

思う。

なぜかという、不動産登記法上しる、ある

いは司法書士法、土地家屋調査士法のもとにおいても本人申請ということが原則、前提になっているし、それから、本人が申請せぬで代理人を選ぼうというときに、代理人の資格は何ら限定していないんです。だから、今回代理人の代理権の不消滅ということになれば、委任を受けている司法書士あるいは土地家屋調査士あるいは町のおじさん、だれでも代理権不消滅になる。だから、それにもかかわらず代理権が不消滅でいいんだという論理がなかったら、司法書士は専門家だから、こういうふうなきちんとかやるから間違いないから代理権不消滅なんだというんじや全然理由にならぬ。この代理権不消滅の理由はどこにあるところにあるんですか。

○政府委員(清水湛君) ちょっと説明があるいは私足りない点があったかと思いますが、司法書士がしっかり確認するから代理権不消滅ということではございませんで、この点だけについて説明するということであれば、既に実体上の権利関係は確定しておる、それを公簿に反映するための手続である、いわば双方代理が認められている義務の履行という部分に該当する行為であるということから、基本的にはこのような代理権不消滅の規定を置いても差し支えがないと、こういう意味でござい

ます。

かてて加えて、私どもの登記手続の適正円滑な推進を図るというような意味からもちろんこういった制度が望まれるわけでごさいます。基本的には実体関係が既に確定したものを反映するための手続であるということがやはり根本であろうというふうな思っているわけでごさいます。

○猪熊重二君 いや、私はこの代理権不消滅というところを今回法務省で言ってきた理由は、私なりの解釈からすれば、いわゆる不動産登記の登記申請事務が非常に類型化されていて、極端に言えばだれがやってもそう変わらないという意味における事務の類型性ということ、それから仮に委任者の立場に立って考えてみた場合にも、代理権を不消滅にしておいたとしても委任者の利益を特別

害することはないという観点からこの代理権不消滅という制度をつくったんだというのが筋だろうと思うんです。

なぜかという点、先ほども角田さんが言っていたけれども、委任契約あるいは代理契約において死亡によって消滅するというのは、受を含む委任契約というものは当事者間の信頼関係にあるわけ。その信頼関係にある本人が死んだらその契約は終わりにしようというところに、本人の利益というものを一番考えて代理権消滅ということをやっているわけですから。だから、これを不消滅にしても、事務的に類型的なものだし、これを不消滅にしたからといって本人に別に特別の損害もないし不利益にならぬということが今回の理由だろうと思うんです。局長のお話だと、どうも不消滅の理由がよくわからない。

次に、代理権を不消滅としたときに、その代理人はだれの代理人になるんですか。
○政府委員(清水湛君) 法理論的には、本人が死亡しておりますので相続人を代理する、こういう形にならうかと思えます。

○猪熊重二君 そうすると、今回代理権の不消滅の規定をしてあるけれども、委任者が委任の時点において、おれが死んだら終わらだよということを書いておけば、それはその約束の方が優先するのだから、それから、相続人の方はいつでも代理権の消滅を主張し得るのか、その辺はどうですか。

○政府委員(清水湛君) 委任契約もこれは一種の自由な契約でございますので、契約の中身の中でそういうような特別に死亡したらもうそのときから代理権はなくなるというように特約をした場合には、やはりその特約の効力というのは、これは認めざるを得ないのではないかと、こういうふう

に思います。
そういう特約がないにもかかわらず、今度は相続人の方で、これはおやじのやったことで私どもは知らないから代理権はないよと、こういうふうには言えるかという点、これはちょっと難しいのではないかと、言えないのではないかと、こういう

ふうにする次第でございます。

○猪熊重二君 それはおかしいよ。だってあんた、代理権不消滅だから、じゃだれの代理人でいったら相続人の代理人だということなんです。その相続人の代理人がやめたと言えないというのはおかしい話じゃないですか。

○政府委員(清水湛君) これは解約の問題と私ちょっと誤解いたしました。

司法書士の代理につきましては、権利者、義務者からの双方の代理という形で代理申請をするわけでございます。その場合に、一方の当事者の方から委任契約を解除する、したがって渡した書類などを返してほしいというような請求をすることができるかどうかということにつきましては、登記申請の代理行為の特質からそういうものの解除はできない、こういうのが最高裁の判例でございますので、そちらの面から相続人の方で、おやじのしたことから知らないよ、だから解除だ、と、こういうふうな言ふことは制約をされるということにならうかと思えます。

○猪熊重二君 今の局長の答弁も私は十分に納得できない。
最高裁の判決は司法書士だからなんということを書いてあるものじゃないかと思ふんです。要するに、登記申請において双方から委任を受けた代理人は、登記権利者と登記義務者の双方から委任している限度において、片方からやめたと言ったから、はいよと言ふわけにはいかぬということを書いてある論理であって、受任者が司法書士だからなんということとは、たまたまその事実がそうだからというだけであって、司法書士だからなんということじゃありませんよ。

要するに、司法書士であるが、土地家屋調査士の場合は表示的な問題だから余りないけれども、一般の私人の、隣のおじさんがやった場合だ、ってこの最高裁の判決の論理が適用されるんです。そういう意味において双方が代理権を授けられた場合に、片方がわしはやめたと言ふわけにはい

かぬと。そういう意味だったら何も相続人の問題とかどうとかという問題じゃなくて、登記事務の双方委任の問題として、一般論としてそれはわかりますよ。

そうじゃなくて、そういう意味だったらそれは何もおとちゃんが生きているときだってできない、こういうことになるわけなんです。おとちゃんが生きていてもできないものは子供もやっぱりできない。それはそれでいい。そうじゃなくて、そういう特殊な場合じゃなくて、双方代理じゃなくても何でもいい。要するに私が言いたいのは、この規定があることによって本人である相続人の解任権というものは変更あるのかないのか、それを聞いているんです。

○政府委員(清水湛君) 司法書士に限らず、一般に登記の双方代理の申請の問題として考えるわけでございますけれども、先ほど申しました解約権についての制約があるという前提のもとで解約ができる場合という点もこれはあり得るというふうな考えざるを得ないと思えます。

○猪熊重二君 それから、この代理権不消滅ということの時の範囲という点について私はちょっと伺っておきたいんです。要するに、受任して、受任すればいろいろ書類をつくって申請する。それで申請すれば通常受け付けてもらう。それで受け付けたけれども、補正とかいろいろあるけれども最終的に登記が完了しますわね。受任して申請して受付番号ができて、それから最終的な完了、ここまでのすべての時点にこの代理権不消滅という規定がかかるのか、それとも受け付けまで、受け付けられた段階で、その後委任者が死亡したという場合にまでこの規定が適用あるのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(清水湛君) これは受け付けの段階だけという点ではなくて、この規定は受件から登記完了までのいずれの時点においても委任者が死亡した場合にも適用されると、こういうふうな考えでおります。

登記の申請書を提出する、受け付けられたと。その受け付けに基づきまして登記所の方で内部の処理をするわけでございますが、その間の過程における補正というふうな問題についても当然代理権はございまして、登記が完了した後に登記済証を受け取るという行為があるわけでございますが、これについても代理権はある、こういうふうな私どもは考えるわけでございます。その時点までの死亡についてすべて適用されると、こういうふうな言って差し支えないと思えます。

○猪熊重二君 今の点はもうやめておきます。
次に保証書の問題について、これももう全部角田さんが言ったことと同じことなんです。今まで「其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル」ことが要件になつていて、これを「其登記所」じゃなくて日本全国どこでもいよいよ広げた。だから「登記ヲ受ケタル」ことが保証人の要件であるという限りにおいては、「其登記所」じゃなくて全部に広げたというの、これは非常に進歩した立法なんです。

問題は、登記所において登記を受けたということが保証人の要件だということの理由が全然納得できぬということなんです。登記を一回もしたことがある人は登記事務に精通しているとか登記の重要性を知っているとか、そんなことはありはしませんよ。どんな登記でもいいんです。しかも十年前でもいいんです。十年前に何かちゃんとした登記をやったと、それでもいいというんです。そんなことが何で要件になるのか。そうでなくして、登記所において登記を受けたなんというところが保証人の要件にどうしても必要なんだという理由をもう少し明確に言ってください。

○政府委員(清水湛君) これも先ほどお答えしましたとおり、もう絶対的にそうでなくてはならないということではないというふうな私どもは考えているわけでございます。

ただし、いろいろな登記がございましてけれども、例えば所有権の売買等に関する登記というふうなことでは、登記を受けた人は登記

合体前の数個の建物のうちどれかに抵当権がある場合には、抵当権の消滅を承諾した書面もしくは抵当権の登記名義人の合体建物持ち分上の存続を承諾した書面が添付されていなければ登記申請は却下されるということだろうと思うんです。ともかく合体建物の持ち分上の抵当権でいいよという抵当権者の承諾書がもらえたときは具合がいいけれども、もらえないときはどうするんですか。

○政府委員(清水湛君) これは合体をいたしますと、A、B、Cの建物が仮に合体をいたしまして、Aの建物の上に抵当権がついていたということになりますと、合体後のAの建物に対応する持ち分の上に抵当権が存続する、こういうことになるわけでございます。その際に、實際上A、B、Cがそれぞれ三分の一ということであって、それについて異存がないということであれば問題がないわけでございますけれども、例えば抵当権者を害するというためにAの持ち分を少なくする、Aの持ち分は十分の一にしてしまふ、抵当権のないB、Cの方の持ち分をふやすというようなことも実は考えられるわけでございます。

したがって、抵当権者としては合体後の建物のAならAの持ち分が何分の一になるかということについては重大な関心を持たざるを得ない。これはしかし、オーバーに要求することはもちろんできませんけれども、客観的なAの持ち分というのは当然決まるわけでございまして、もし抵当権者が承諾をしないということではございませう、客観的に正当な持ち分の上に抵当権が存続しているということについてのやはり判決なりそれにかわるものというものが必要にならうかと思えます。もちろん、抵当権者の方でも合体後の持ち分の上には抵当権の登記は移さなくていいということであれば、それはまたそういう承諾書をつけていただいて登記をするということになるわけでございます。

今までの合体というのは、非常に悪意的に行われるものは抵当権者を害する目的でやっているわけでございますが、今回こういうような制度をつくりますと、どうしても合体をするという場合にはあらかじめ抵当権者の了解も取りつけた上で合体をするということにならないと現実の問題としてはスムーズにはいかない、こういうこともまた一面ではこういう制度を設けることによって言えるのではない、こういうふうに考えているわけでございます。

○猪熊重二君 それで、要するに抵当権者にとつて合体前の単独建物については自分が抵当権を設定していたつもりでいたわけですよ。ところが、がちゃんなんてなっちゃって、その持ち分だ。その持ち分の上へずっと抵当権が乗っかっていく。どうしてそんなことになるんだらう。その法理論はどうなるんだらう。ともかく一戸建てのちゃんとしたところへ自分は抵当権をつけたわけだ、一千万貸して抵当権をつけた。ところが、隣の家がとっちゃうことになったら、今度はがちゃんことになった合体した建物の持ち分の上へずっと行くという。どうしてずっと行くんですか。

○政府委員(清水湛君) 確かに、これは大変法律理論としては議論のあるところではございまして、民法には付合とか添付についての規定がございまして、

民法の規定によりますと、動産と動産が一緒になっていくついったったという場合には、その主従の区別ができないような場合には共有になる、こういう規定が民法の中にあるわけでございまして。これは動産と動産でございまして。ところが、不動産同士の場合については民法に規定がない、こういうことから従来、例えば合体というのはこれは不動産同士の付合という一つの形態でございまいけれども、この場合どうなるんだという一つの問題がございました。

この点につきましては、やはり動産同士の付合の場合に共有になるという制度の趣旨からして、不動産の場合にもそういう共有状態になるということとはこれは認めざるを得ないという考え方がとられていたわけでございます。

抵当権者の方からいいますと、抵当権者としては単体の建物の上に抵当権を持っていたと、その方が競売をする場合にも競売しやすいというふうに考えていたはずでございまして。

しかし、現実の問題として、建物が二個ではなく一個になってしまった、物理的な建物が一個になつても両者の区別がつかない、従前の建物はこまであるというようにものを申ししましても

もう壁も取り払われていて、これはもう完全に二個性がなくなつて一個性になってしまうというようになつてしまふと、それによつて抵当権が消えてしまふんだということになりますとこれは抵当権者にとって大変大きな損害になります。そこで、その動産の付合の理論のいわば延長といたしまして、その場合には共有持ち分の上に抵当権が移行する、こういうことにするのが合理的であるというところになつたわけでございます。

これは一つの解釈でございまして、そういう解釈を前提といたしまして、しかもその解釈につきまして私ども民法の学者の方にいろいろと尋ねまして、法制審議会におきましても御議論願ったところでございまして、そのような解釈が是認されるというところでございまして、それを前提としたこの不動産登記法の規定を整備する、こういうことにいたしましたわけでございます。

もちろん、もともと抵当権というのは建物の目的とするものについて設定をすることができまして、建物の共有持ち分を目的とする抵当権の設定登記ももともとできるわけでございまして、このようにいたしましたとしても不合理はない、少なくとも抵当権者の利益を図るという意味においてはこのような制度しかない、こういうことから今回のような改正案になつたわけでございます。

○猪熊重二君 今の改正法がない、これが法律になる以前、要するに現在ですね、現在だったら、単独建物に対して抵当権を設定した、そうしたらそのめぐりの壁を取っちゃってよそとくっつけちゃったということになれば、抵当権者は抵当目的物に対する棄損、滅失ということによる損害賠償請求もできるし、それから、極端に言えば建造物損壊罪という刑事上の犯罪として追及することもできるわけでございまして。余り時間がないんだけれども、私は現行の法制度のもとにおいて、家を壊したり、あるいは壁を壊したり、あるいは隣へ引きずつていって隣とがちゃんこしちゃったということになつたら損害賠償請求権、それから刑事上の建物損壊罪で告訴権も有すると私は思うん

だけども、まずそれはどうですか。

○政府委員(清水湛君) 理論的な問題として、それによつて抵当権者が損害を受けるという事態が生じますと、民法上の不法行為責任あるいは抵当権という一種の物権の侵害行為としての責任を追及し得るということは言えようかと思ひます。

ただ、抵当権者が受ける損害というのは一体何なのかというまた別な議論もあるわけでございまして、競売をした結果、当初の予定した債権は回収できなかったということが一つの条件になるのかならないのかというような問題がございまして。そういう問題は今回の改正によつて変わるものではないという、そういう損害賠償責任は別途追及し得る余地があるということについてはこれは別な問題として考えられる、こういう意味でござい

ます。

○猪熊重二君 そうすると、実体上の権利関係については、この不動産登記法の改正が成立したとしても、実体上の抵当権の権利性、権利の内容とかそういうものには変更はないということですか。

○政府委員(清水湛君) 抵当権としての中身には変更がない、目的物が物理的な一つの建物からそういう建物の共有持ち分に変つたということではございまして。したがって、経済的価値も同等額であるべきであつて、そのために持ち分が何分の幾つかということが非常に重要な問題になる、こういう意味で申し上げているわけでござい

ます。

ただ、そういうふうにした結果、抵当権の実行は非常にしにくくなるとか、あるいは持ち分の競売ということではなかなか抵当権の競売人があらわれない、こういうようなことが仮に出てきますと、あるいは抵当権者としての別途の損害賠償請求ということが問題になるということも考えられる、こういう意味でござい

ます。

○猪熊重二君 例えば土地建物が同一の所有者に属するときに抵当権を設定した、競売すれば独立建物だから競売もしやすい、法定地上権も成立する。ところが、隣の家へ持つていっちゃって合体

したといったら、今度はその合体した建物の上の持ち分なんて変なものになっちゃって、こんな変なものではなかなか買手がいやせぬ、競落人が。それで損するけれども、今度は地べたの方はどうなるか、地べたの権利関係が。AとBがいて、こっちのときは同一所有者だから法定地上権があったけれども、今度はこっちへ行っちゃったから法定地上権はどうなるのか。もう少し検討してもらわねと、抵当権者の権利は全く自分が無関係な状況でふわっと変なところへ行っちゃうというようなことで、非常に問題が多いと思つていいます。しかし、時間がないのでやめます。

○委員長(片上公人君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(片上公人君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹村泰子君 今回の法改正の要綱を拝見いたしますと、前回の改正、六十三年、百十二国会が登記簿のコンピュータ化を図り、そして登記制度の近代化を目的とした大改正であったのに対して、かなり中身の技術的な細かい改正、言葉をかえれば実務的な手当てにとどまっているというふうな印象を私も受けます。そのとおりじゃないかなと思ひます。

例えば、いわゆる公図にその法的根拠を与える規定の新設、それからその閲覧有料化、登記簿を利用する多くの国民に直ちに消費という形で影響していくという改正でありますので、午前中から、あるいは衆議院の審議の議事録も拝見しております。かなり多くの審議がもうなされておりますけれども、確認の意味もありまして、短い時間

でございすがもう少し聞かせていただきたいというふうに思ひます。

まず、公図と言われる旧土地台帳附属の地図、これは昭和三十五年の不動産登記法の改正時にいわゆる法的根拠を失ったものなんですけれども、その経緯を説明していただけますでしょうか。

○政府委員(清水湛君) お答えいたします。いわゆる公図と言われるものの大半を占めますのは旧土地台帳附属地図でございまして、これは御承知のように明治六年から十四年までぐらいの間に、地租改正条例に基づきまして土地に関する租税徴収のための基礎図面ということでつくられたものでございまして、俗に改租図というふうに言われておりますが、これが全国的な統一を欠いておるといふ面、あるいは若干不正確であるというふうなことがございまして、明治二十年ごろからさらにそれを修正するための作業が行われたというふうに言われております。

これが基本となりまして、明治二十二年に土地台帳法の前身である土地台帳規則というものが制定されました。法制上は土地台帳の附属地図としての位置づけがされたわけでございまして。同時に、この正本が税務署、副本が地元役場にそれぞれ保管されるということになったわけでございまして、戦後昭和二十五年に土地台帳に関する事務、従前は税務署が徴税との関連において扱っておりましたこの事務が、徴税事務に関しては固定資産税というところで市町村の事務になったために、残りの台帳事務に関する関係はこれは登記所で取り扱うべきだということになりました。土地台帳事務が登記所に移管されたわけでございまして、そういう状況で登記所の方で土地台帳法に基づく土地台帳附属地図というところでその維持管理をしていただくわけでございまして、昭和三十五年に不動産登記法というものが改正されました。土地台帳法を廃止いたしました。新たに表示に関する登記というところで登記法の中に土地台帳法制というものを吸収したわけでございまして。その際に、将来の理想と申しますか、我が国の地図の現状に

がみ、法務局に正確な地図を備えるということを目的として初めて法律の中に法十七条の地図というものの規定がされたわけでございまして、それと同時に土地台帳法が廃止されましたので、その附則において法的に位置づけられておりましたいわゆる公図については何らの法的な根拠がなくなつてしまつた、こういうことになるわけでござい

ます。法的な根拠を失いましたために、このいわゆる公図の維持管理をどうするかということが非常に問題になったわけでございまして。当時の気持ちとしては、速やかに十七条の地図を整備して、この土地台帳附属地図というものはもういわばお蔵に入れてしまつていふようなことも考えていたわけでございまして、現実にはなかなかさういふふうになつていくことがなかつたという結果に現在のところなつていくわけでござい

ます。そういうことから昭和三十五年に法的な位置づけというものが失われたわけでございまして、現実の問題といたしましては十七条の地図が整備されない地域におきましては土地の位置・配列関係を知る唯一の公的資料、この地図の精度につきましては、明治の初期につくられたというふうな経緯、あるいは税金を取るためにつくられた図面であるということから現実の面積よりか大体小さく図面がつくられておるといふような経緯もあるわけでございまして面積的な点でも精度を欠くといふような点はあるわけでござい

ますけれども、とにかく唯一の公的な資料であるといふことで登記行政の運用上も、また登記所を利用される一般国民の皆様方もこれを唯一の頼りにしていろいろな登記に関する手続をしてきたという実態があるわけでござい

ます。そういう状況を踏まえて、今回これについての法的な位置づけを明らかにするのがやはり妥当であるといふことで、今回のような改正をお願いすることにしたわけでござい

ます。公図という二種類の図面が認められるということになつたわけですね。国民に誤解を与えることになりはしないでしょうか、これは。つまり、信頼できる十七条地図とそれから正確性に欠けるものも多い公図について国民が、私たち素人はどちらが正確であるかというのを判断しなければならぬ。十七条地図と公図は外見上明確に区別されるものがあるんだかどうかそれはわかりませんので、その辺地図等の閲覧あるいは写しの交付について混乱が生じるおそれはないのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(清水湛君) いわゆる国土調査法に基づきまして国土庁が主体となつて作製してあります地籍図、これが現在十七条地図のほとんど全部を占めるわけでござい

ますが、このようなものにつきましては、登記所におきましてこれは法十七条の地図であるということを図面上表示いたしております。そして、法十七条の地図というところで登記所が指定したものに

つきましては、現行法におきましても閲覧の際に閲覧手数料を徴収、また請求があれば登記所の方で正確な写しを作成してこれを交付するといふことをいたしているわけでござい

ます。ところが、そういったような図面がもととなり地域におきましては、これは今回の地図に準ずる地図ではない図面でござい

ますけれども、それがいわば法十七条の地図にかわるものとして利用されているわけでござい

まれることは言うまでもありませんが、先ほど角田議員の質問にもありましたけれども、もう一度十七条地図の整備状況、供給源などをお聞かせください。

○政府委員(清水湛君) 現在の登記所におきまして法十七条の地図の整備状況でございますが、これは登記所に現在保管されております地図、枚数総計五百二十万枚でございますが、そのうちの二百二十六万枚、四三%が不動産登記法十七条の地図として取り扱われているものでございます。残りの二百九十四万枚、五七%がいわゆる今回の「地図二標準図面」といった取り扱いを受けるものになる、こういう状況になっております。

○竹村泰子君 御説明によりまして、現在の地図の整備は国土調査に基づく地籍調査事業に依存しているのが現状であるとお聞きしております。そこで、国土庁にお伺いいたしますが、国土調査の進捗状況、調査手法の概要及び近年における調査結果の各年送付数、どのようになっておりますでしょうか。

○説明員(段本幸男君) お答えいたします。まず、地籍調査の進捗状況でございますが、地籍調査は先ほど角田先生の御質問にもお答えしたとおり、昭和二十六年から一筆ごとの土地の所有者、地目、地番、境界、地積等を明らかにするために実施しているものでございまして、現在は平成二年度を初年度といたします第四次十年計画で実施いたしておりますが、四年末の進捗率は全国平均で三七%ということになっております。おくれた状況にあるというふうな考えでおります。わけても都市部地域でございまして、都市部では一二%の進捗率というふうなことでございまして、調査手法でございますが、それぞれ一筆の土地の境界を確認していくということでございまして、その一筆地の確認そのものが相当大きな部分を占めておりまして、この部分で筆数が多い、あるいは権利意識が非常に強い都市部地域でござい

るというふうなことでございまして。

それから、地籍図の作製枚数でございますが、平成三年度において見ますと、作製枚数は六万四千枚作製いたしております。これらのほとんどを登記所の方に送付しているというふうな状況でございます。

○竹村泰子君 そうしますと、国土調査の近年の予算額と調査の際の一平方キロメートル当たりの単価、どのくらいになるんでしょうか。

○説明員(段本幸男君) 予算額につきましては、平成五年度予算で、国費で八十五億三千万円というふうなことでございまして、補助率が五〇%でございます。それから事業費はおよそ倍になるといふふうな考えでいただければ結構かと思っております。

それから、単価でございますが、単価につきましては、筆数の多いところと筆数の少ないところというふうなことでございまして、全国平均押しなべて見ますと、一平方キロメートル当たりの単価は六十万四千円ということになっております。

○竹村泰子君 そうしますと、法案資料によりまして、まだ未調査の土地が十八万平方キロメートル以上あるということになっておりますから、その完了までにはかなりの年月を要すると言わざるを得ません。さらに、この地籍調査がこれまで実施された地域は、今ちょっとお答えになりましたけれども、農業地帯、村落、山林原野が中心である。そのとおりだとしますと、市街地などの調査が進捗する見込みについてはもう全く悲観的と言わざるを得ない。この点、国土庁の御認識はいかがですか。

○説明員(段本幸男君) 大変失礼いたしました。先ほどお答えしました単価、六十万四千円と申しましたが、単位を間違えておりまして六百四万円、平方キロメートル当たりの単価は六百四万円でございます。

今おっしゃいましたように、残事業量に對しまして、特にDID地区の進捗が悪い関係で私どもこれらの進捗を進めるべく努力をいたしておりますが、これら都市部地域を進捗するに当たって、

やはり筆数が多いとか権利意識が強い、こういったものに対処するために平成二年度からは都市部促進事業というのをつくりまして、やはり調査の実施前の状況を的確に把握し調査を少しでも円滑に進めるといふような事業も実施いたしております。

また、今後それぞれ市町村が実施する場合の市町村がその調査を実施することに伴って自分の行政に利用しやすいような形をつくるのが一番と、行政需要の優位性が高い状態に持っていくことが必要と考えておりまして、利活用の促進、コンピュータ等を導入して行政でも利用できるように背景をつくっていくというふうなことを考えておりまして、これらによりまして四次十年計画でDIDを少しでも伸ばすような工夫をしようというふうな考えでおります。

全体といたしましては、午前の質問にもお答えしましたように、第四次十年計画の当初に考えた今後三十年間でDIDを含む主たる地域を終わらせたいというふうな考えでおります。

○竹村泰子君 早速に地図の整備が要請されるのは地図混乱地域あるいは地図のない地域、こういうところだと思っております。これらの地域の実態及び平成五年度予算では二千二百二十六万六千円が計上されている地図混乱地域対策経費、この金額はこれより多いでしょうか、及びその使途はどのようになっているのでしょうか。

○政府委員(清水湛君) 法十七条の地図の主要な供給源が国土調査法に基づく地籍図であるということでございますが、私どもそれに大いに期待しているわけでございまして、他方、先ほど委員御指摘のように最も地図が必要とされるような都市あるいは都市周辺の開発途上地域、そういうようなところが実に地図と現況が著しく合わないというところがございます。そういうところを、地図と現況が全く合っていないというふうな地域があるわけでございまして、そういうような地域を我々は俗に地図混乱地域と呼んでいるわけでございまして、むしろそれは地図が混乱をしたのではなくて、開発業者が適当に現地を区

割りしたために現地が混乱しているんだという考え方もあるわけでございまして、いずれにしても現地と地図が合わない、こういうところが何力所かでございます。

そういうところにつきまして、対策経費として、そういう土地でも売買の対象となったり分筆をするというふうなことがあり得るものですから、そういう場合の地図をつくる点としての基準点を設置する、こういうような対策を現在講じているわけでございまして、そのための地図混乱地域対策事業として予算額が、平成五年度予算額におきましては二千二百二十六万六千円の予算措置をいただいております。

○竹村泰子君 また、都市及びその周辺地域の地図整備が求められていることは言うまでもないわけでありまして、地籍調査による成果の送付を待つだけではなくて法務省自身による地図作製が必要だと考えますけれども、現在までの法務省による地図作製などはどの程度の実績があるのでしょうか。平成五年度の登記特別会計では、「十七条地図新規作成経費」として千八百八十三万三千円が計上されておりますけれども、この金額によりどの程度の作業が可能なのでしょう。

○政府委員(清水湛君) 法十七条で法務局で地図を備えるべしということになっておりますことから、私どももいたしましては、国土庁による地籍図だけではなく法務局みずからこのような地図作製に取り組むべきであるというふうな考えでございまして、

そこで、実は昭和四十三年から、職員の地図づくりの研修というふうなものを兼ねるという意味で、法十七条地図の作製モデル作業を毎年一カ所ないし二カ所で行なうというところをいたしているわけでございまして、平成五年度予算における法務局の法十七条地図、新規地図作製経費は一千七百十二万三千円ということになっておりますが、これまで、昭和四十三年以降

現在まで約三千枚、面積にいたしますと五千平方キロ程度に至ると思ひますけれども、その程度のものにつきまして法務局独自に作製した十七条地図というものがあつたわけでございます。

これは、法務局職員だけが作製するというわけではございませんで、地元の土地家屋調査士会に委託をいたしまして正確な各筆の筆界認定から地図づくりまでを行っている、こういうことでございます。しかし、全体から見ても極めて微々たるものであるというのが現状でございます。

○竹村泰子君 年間でその程度の整備では、大臣、どうですか、とても法務省で地図を作製しているという実情ではないんじゃないかと思ふんですね。十七条地図備えつけの規定新設時の会議録を、昔の会議録を見ますと、地図整備に関する当時の法務省当局の認識がかなり甘いのではないかなと思ふんですね。地籍調査を頼みにしていたと言わざるを得ないと言つても過言ではないのじゃないかと。法務省自身による地図作製を妨げている条件は何ですか。

○政府委員(清水滋君) もともと国土調査法というのは、我が国における土地の各筆の境界というものを明確にして正確な図面をつくり、それを各種の行政の基礎資料とする、こういういわば国家的な観点からつくられておる法律だといふふうに私どもは承知いたしておるわけでございます。そのことから、当然に国土調査法にも規定があるわけでございますが、それが成果として法務局に送られる、法務局の方ではそれを十七条の地図として活用するという全体的な仕組みになつてゐるわけでございますので、基本的には私も同様にしましては国土調査法の地籍調査というものの期待をするということにならざるを得ないわけでございます。

ただし、法務省独自でもこれはつくることが出来るわけでございますから、私も微力ながらそういうところを進めてまいつたわけでございますが、何分にも、先ほど全国的な平均単価が六

百万円余というお話がございましたけれども、私も現実にはこのモデル作業として行つてゐる地域は都市周辺部でございまして非常に権利関係がふくそうしている地域というふうなこともございまして、経費が非常にかかるということと時間が物すごくかかるということがございます。そういうようなことが全体の予算規模の中で大きなネックになつてゐるというふうな思ふわけでございます。

もちろん、現在コンピューター化を進めておりますが、これが順調に展開してまいりますと、私もいたしまして、さらにそういう面について積極的な展開を図りたいという気持ちも現在持つてゐるところでございます。

○竹村泰子君 昭和三十五年に公図が廃止されて十七条の規定が新設されたということは、登記所に地図を備へるべき義務を国が負ふことになつたということですよ。

大臣にお伺ひいたしますが、法務省は一刻も早く地図作製の本格的な実施に移る必要があると思ひますが、御所感をお聞かせください。

○国務大臣(後藤田正晴君) 全く委員がおっしゃるとおりでございます。

ただ、先ほど来お答えしておりますように、もとが明治の初めに地租中心の租税制度、これのためにこれ一番最初にできたわけですね。それをだんだん時代の変化で引き継ぎ引き継ぎして今日の不動産登記法といったような形になつてゐるわけです。

その間、やはり権利関係をはっきりせにやいかぬということと現在国土庁で地籍調査をやつておるんですが、何せこれ金がかかるんですね。それと人手がかかる。時間がかかる。しかも日本の土地の変化が非常に激しい、殊に都会地あるいはその近郊、登記法上では混乱地域とでも言ひましようか、そういうところがどんでん対象が変わるものから、しかも地価がどんでん上がつてくる。そうすると、わずかに十センチのところでも狂うとなかなか調査が進まない。いろいろ

な悪条件が重なつておるわけですが、おっしゃるとおりにはきちんとした十七条の地図をつくるということは何よりも私は急がなければならぬ肝心なことだと思ひます。

その点で率直にお答えすれば、やはり今日までの国の施策が立ちおくれであるということ、これはもう否定できないことでございます。大変厄介な仕事でございますが、国土庁の方の地籍調査を基本にしながら、我々としてもできるだけの混乱地域等は早く整理をするということに今後一層努力をしなければならぬ、かように考えているわけでございます。

○竹村泰子君 きょうの私の持ち時間が非常に短くて、公図の問題、それからコンピューターの問題など登記手数料の問題などもお伺ひしようと思つておりましたが、ちょっと時間がなくなつてしまひました。

最後に、もう一つ大臣にお伺ひいたしますが、コンピューター化の問題ですね。コンピューター化の経費は一般会計で賄ふべきではないかという質疑がこれまでも繰り返されておりました。当時の田原法務大臣は、特許会計の例を示して特別会計の必要性を述べられました。そうであるならば、利用者の立場に立つた手数料の適正額の決定とコンピューター化を進めるための定員増及び予算の確保についてさらに努力をしていただく必要があると思ひますが、最後に大臣の御所感を伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) おっしゃるやうにコンピューター化を今推進しておるわけですが、一般論的に言へば、事業を早くしようと思つと特別会計にした方が勝負は早いんですね。一般会計といふことになりまして、予算の編成の作業の中でだんだん押し詰められてしまふまいかな。そこで、特別会計をつくる。特別会計をつくれれば必ずこれは、収入がなければ特別会計ができません。そうすると、収入を得る道を講ずる。そうすると、コンピューターを整備するのにそれを使えばその手数料を取る。手数料は皆さ

ん方の立場に立てば、これは高過ぎる、これを低くしろと、これもまた当然の御要求といったような谷間の中で、私はやはりそれは言いながらこの特別会計を、仰せのような御主張もわかるわけですからけれども、何とかひとつ御理解も得ながら一日も早くこれを整備していきたい、かように考えておるわけでございますので御了解をお願いいたします。

○服部三男雄君 それではお尋ねしたいと思ひます。

午前中からの質疑を伺つておまして、法務行政という特殊な、特にその中の不動産登記法という技術的な規定に関する質疑でございますので専門的な質問になつて当然と思ふんですが、もう少し法務当局から、今度の改正はどういう理由で改正するんだと、今まで不都合があつたからこういうところをこういうふうに変更することが、この登記制度の実体に沿うんだという御説明をいただいた方がわかりやすいんじゃないかなと思つたことを私午前中からの質疑を聞きながら思つておつたものでございます。

ひとつ、今回の七つですか、改正点の具体的な不都合があつたところをこういうふうに変更すればどうなるんだという、単純な趣旨ではなくて実務的な回答をいただいた方がわかりやすいんじゃないかな、そしてそうすることが今度の改正を国民の皆様によく理解してもらうことにつながるのではないかな、このように思つておるもので、建物の合体、それから地役権の図面提出、公図の問題、そしていわゆる一般委任代理の原則を変更した理由、あるいは保証書の問題等について個々に御回答いただきたいと思ふんです。

○政府委員(清水滋君) 今回の改正は、一言で申しますと登記手続の簡素合理化と申しますか、そういうものを中心として幾つかの問題点、従来問題点として指摘されながらなかなか解決をすることができなかったというような問題を集中的に取り上げまして、その解決を図ろうという意味でございます。

まず、一番大きな問題は、先ほどから議論になっている点から申しますと「地図二準ズル図面」の制度でございませうけれども、これも昭和三十五年以来の実情というものを踏まえて、より地図を、現実の問題としては「地図二準ズル図面」を今後かなり長期間にわたって頼りにして法務局側としても行政を展開し、利用者としてもこれを利用して不動産取引を続けていかなきゃならないという実態があるということを正面から認めまして、これについての法制をきちっとした形で整備をする。

そして、手数料を一方において徴収することによって、現実には明治以来の和紙等ではぼろにたっている台帳附属地図というものをきちんとしてた形でポリエステルフィルム等書き写して整理保存をするということによって、本来の意味での国民の利便に供することにして、こういうのが「地図二準ズル図面」の閲覧制度の新設でございませう。

それから順番に追って申しますと、登記申請代理権の不消滅に関する規定、これも午前中御議論がございましたけれども、登記申請手続というものの特殊性、実体的な権利変動があったことを前提とするいわばその義務履行行為としての手続上の反映行為、こういうようなことに着目し、多くの場合は司法書士でございませうけれども申請手続の安定を図るというように、これがこの代理権の不消滅に関する規定の新設であり、これによってかなり手続が円滑、スムーズに進むことが期待されるというふうに私どもは考えております。

それから保証書制度の改善につきましては、これは前々から、保証人になつてもう人が、例えば私は東京に出てきたんだけどその登記所の付近にはだれも知り合いがない、田舎にはおやじがおるけれどもおやじではだめなのか、こういうような国民からの切実な要請がありました。そういう点を踏まえて、登記を受けた保証人というのをおかしいんじゃないかという御議論がございましたけれども、そういうことで国民の要

望にこたえるものとも考えているわけでございませう。

第四の地図作製の際の職権分合筆は、これは先ほど竹村先生の御質問にもございましたけれども、法務局がみずから地図を現実につくってあり、これからつくっていくという意欲は大いにあるわけでございませうので、その際の手続の円滑化ということを考えたものでございませう。

それから、第五の地役権の登記がある土地の合筆登記手続につきましては、これは従来、合筆後の土地の一部に承役地になす地役権の登記があるというようなことの場合には図面が非常に見にくく、こういうような指摘が関係者からございまして、これもまた関係者の要望に従って解決をする。

さらに第六、合筆につきましては、午前中も議論がございましたけれども、昭和三十八年の民事局長通達以来本当に各方面で議論がされてまいりました。特に昭和四十年代後半、五十年代になりました。これを悪用するということのような現象が出てきたわけでございまして、それに対応するには立法をもつてしか解決することができない、こういうことから今回の改正、非常に遅いという御指摘がございましたけれども、これをすることにいたしました。

恐らくこれによって、今までも善良な方々は合筆をする場合には低当権者にあらかじめ話を合意して承諾書をもたせて、その上で間に建物を増築して合筆をするということをやっていたはずでございませうけれども、これは今度は法律的にきちんとするということになりましたので、この点について裁判上争われるというようなことはほとんど皆無になるのではないかと。裁判所が非常に苦労して低当権者を救うために、実際上は合意だと見るべき事案ではないかと思われるものについて、いや実は合意をしていないんだというようにすることで低当権者の救済に、ある意味においては無理な判決をしていく傾向もあるわけでございませうが、今後はそういうことが解決されるということになるわけでございませう。

そのほか、予告登記に関する手続の整備、これは一見非常に簡単なようでございませうけれども、実は裁判所のした予告登記が消す手だてがないまま残っちゃっている、そのために、その所有者が不動産を売却するとしても予告登記が古いのがついてくるために、何かけちがついてくるのではないかと。こういうようなことで値段がたかれるというような大変な不利益をこうむる事例が指摘されてきたわけでございませう。これもこの際きれいに整理をすることができたということになるわけでございませう。

ある意味におきまして、六十三年改正で不動産登記のコンピュータ化という将来に向けての大幅な改正をいたしたわけでございませうが、今回の改正は、現在の登記手続で積み残されている問題、重要な問題だとして従来から議論されていながらなかなかうまく解決方法がなかった問題をいけば総ざらいて手続の明確化、簡素合理化を図った、こういうふうな評価をしていただければ私どもは大変ありがたい、こういうふうな思う次第でございませう。

○服部三男雄君 建物合筆の場合についての局長のお話は、いわゆる低当権飛ばしの防止ということとおっしゃっているのかと思うんですが、これと関係してはやっぱり裁判例がたくさんあったんでしょうか。

○政府委員(清水滋君) かなり数多くの裁判例がございませう。この中には法務省の取り扱い、これはもう理論的に言ったらまことにやむを得ない、そういう扱いしかできない、つまりこの法律ができる前におきましては不動産一登記用紙主義の原則に反するような事態が出てくるわけでございませうので、これはもう不動産登記制度上許されないというところで、その場合には両方の登記を消す、これはもういたし方がないということで、そういう私どもの取り扱いを是認した判決もございませう。

しかし、そうではなくて、それは法務省の取り扱いは取り扱いてそれは正しいんだけれども、具体的な事案においてはまだ建物は合体したとは言えない、あるいは合棟したとは言えないという事実認定の方で迷わして低当権者を救済するというような形のもの、それからある程度合棟ではあるけれども、これは余りにも低当権者を害するということ悪意を持ってされた行為であるから、そのような行為は効力が認められないというような形でその低当権者を救済したものがございませう。

いずれにいたしましても、これをめぐって昭和五十年あるいは六十年代にかなりの訴訟が出てきたという事実があるわけでございませう。

○服部三男雄君 登記制度には公定力がないというところになっておりますね。それが取引の安全を確保すべきか、それとも実体の正確さを確保すべきかという登記制度にとつていつも問題になるところでございませうが、現行法はどうも公定力の方をとらないということになっておるわけでございませう。

そうしますと、土地取引に絡む第三者の安全を守ろうとしますと、登記制度そのものは実体を正確に反映しているんだということに帰着する以外にないわけですね。そうでないといふ第三者の取引が非常に不安定になりますし、係争事件がふえるというところになりかねないわけで、それが経済取引に非常に害を及ぼすおそれが多いわけですね。そうしますと、今度の改正事項の中で、実体に関する部分と大事な関係をするのは、登記済証滅失の場合の保証人の問題と、それから登記手続の代理権を本人死亡でも例外として残すという、この部分の関係してくるのではないかなと思うわけでございませう。そのほかの部分はかなり技術的な改正ではないかなと、図面の問題とかあるいは公図の問題はそうだと思うんで。

そうしますと、この不動産登記法の関係は民事局の所管でありますから、ちよっと刑事事件的な発想というものは分離して考えなきゃいかぬのかもしれないんですけれども、予想されるケースとして、一例としまして、今民事局長がおっしゃったように、実体の権利移動があったんだか

ら、あとは手続だから一般の民事の委任の考え方を伸ばしてもいいんだと、変えてもいいんだと、民事訴訟法にもあるではないかという立論なんですけれども、その実体が例えばだまされて権利関係が移動したとかいうような場合がありますね。だまされたのを後で気づいて、だけれども委任している、やめようと思ったときには本人が死んじゃったというようなこともあり得るわけですね。そうしますと今度、相続した子供たちはだまされた事由等がわからない、またそれを裁判で立証しようとしてもなかなかできないというのが実際問題発生し得るわけですね。

こういったケースまで考えても、今おっしゃっているような登記手続の適正迅速処理あるいは利用者の利便という今回の改正立法趣旨から考えて、そういうことまでをカバーできるのかどうかという疑問が起るわけでありまして、その点について御検討願ったんでしょいか。あるいは御検討願った結果、こういう点から大丈夫だろうというところでこの改正に踏み切ったということなんでしょう。御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) 例えば、売買の登記で売り主が売買契約をして、登記の方の申請を司法書士に依頼した。場合によっては、例えばその申請書が登記所に出される段階で金銭のやりとりもされているというのが普通だろうと思ひます。そういう例えば状況で売り主が死んだと、ところが、その売り主の方はだまされて安い金で売られちゃった、こういうことでございまして、もしそれが詐欺というのであれば売買契約の取り消しということになりますし、それから要素に錯誤があったということであれば無効ということになりますし、その他いろいろ法律行為の有効、無効原因等がございまして、仮に結果として登記はされましたもその登記は無効である、登記は抹消されるべきものということになるわけでございます。

ただ、もしそういう原因がなかったということになりますと、仮にじゃ、売り主が死んだので相

続人が相続をしたといたしましても、その実体上の権利関係が正しければ、売り主の相続人は、登記を申請する義務を相続しているわけでございます。不動産を相続しているわけではございませぬ。というのは、もうその不動産は買い主の方に所有権は移っているわけでございますので、相続したものは登記義務だけである、こういうことになるわけでございます。そういう場合には結局、買い主が再び売り主に対してそういう登記手続をせよという請求をいたしますと、これはもう容易に裁判所は登記手続を命ずる判決をすることになるだろうと思ひます。

ただ、先生がおっしゃるように、だまされたとか、あるいはそうではないというような抗弁が出てまいりますと、それはそちらの方で大変大きな問題になる、こういうことになるかと思ひます。したがって、申請手続の代理という側面だけで考えるならば、このような改正をいたしましたも委任者に不利益を与えることにはならない。もし不利益を与えることがあるとすればそれは実体法上の問題であって、それには実体法上の対応策が別途用意されているはずである、こういうふううに私どもは整理をいたしたわけでございます。

○府部三男雄君 保証書の保証人の問題です。登記済証はないという場合の保証書の問題です。ちょっと本論と外れるかもしれないんですけども、私も経験があるんですが、私が具体的に経験したのは、お年寄りの家をねらひまして売買契約書を勝手につくって、登記済証がないんだと。その前提としては例えば改印届なんか全部やっちゃうわけですね。おじいさん、おばあさんでもう年をとってわからなくなっていますから、いいかげんな話でもほんとと判を押されて、そしていわゆる権利証のところで気づかれますとまずいから権利証はないんだというふうに出し出します。そして、もちろん悪質不動産業者ですから、確認書が行く、それを見越しましてポストへ行って待っているわけです。それを盗み出すんです。それを保持してやってたのを捜査した経験がある

んです。高齢化社会をこれから迎えますし、土地の価格が非常に上がっておりまして、相続人がいないようなお年寄りが東京都内の一等地に何億、何十億もの土地を持っているんです。これはだれもがねらうわけですね、不動産業者、悪質不動産業者は。悪質不動産業者の話をしておるんです。そのときに私は思ったんですけれども、どうも保証書というの、今のようないろいろな全国一円だれでも保証人になれるぞというふうになってきますと、ますますそういうふうになんて思ひますか、ということのようなことを今説明を受けながら思ひました。

制度というのは、悪用する立場であれば、法の裏をだれもが、頭のいいやつが考えるんでしょけれども、これだけ日本の土地の価格が上がって、その資産というものが経済効果を非常に大きく持っている、今パブルの後で資産デフレになっているように思ひます。

こういう観点から考えると、今回の改正の、不動産の流通を確保するために所在地以外のところの登記を受けた者を保証人にするという趣旨、制度改正そのものはいいだろうけれども、そうすることによって逆用されることを考えると本人確認ですな、はがきの確認だけではなくて本人確認というものをとよく考えないと、先ほど私が申し上げたように、登記に公定力がないと、それがすぐ高額物件であれば転々と動くわけですから、本人確認という要素をもっと考えられた方がいいんじゃないかなという気がするものですか、その点についての所感を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) 先生が検事の時代に具体的に捜査された事件と同一であるかどうか私存じませんけれども、全く同じようなケースはないわけではございません。

御承知のように、不動産登記手続において間違いない登記をする手段といたしましては、まず第一に印鑑証明書、これは三カ月以内に発行した印

鑑証明書でなきゃだめだと、こういう印鑑証明書の提出制度がございまして。それから、この登記済証を出す、いわゆる権利証を提出させる。権利証がない場合には保証人二人を立てる。これが今回問題になっているわけでございますが、所有権の移転の登記に関する場合には、そういう保証書の提出がございました場合には登記所の方では本来の申請人の家に郵便でもって、あなたはこういう保証書で登記の申請をしているけれども、間違いない申請しているのかどうかという通知を出します。その通知に、提出した印鑑証明書に押した印鑑と同じ印鑑を押して、間違いないという返事が来れば、登記所の方では安心してこれは間違いない申請であるということで登記をするわけでございます。

ところが、悪い連中は、そうやって登記所が送る通知を本人の家の前の郵便ポストで待ち受けておりまして、郵便屋さんが来ますと、その通知は私が本人に持っていくと云って途中でカットして、自分たちが偽造した印鑑をそれに押して登記所に送り返すというふうなことをする。これが難しい場合には本人の知らない間に住所を移転してしまひます。これは私も経験したケースでございますが、住所を移転してしまひます。住所を移転してしまひますと、そこで本人に成り済まして新しい印鑑登録をする。その印鑑登録に基づきまして印鑑証明書を登記所に提出する。登記所の方では、これはもうもちろん保証人、登記済証がないわけでございますから保証書で申請する。そうすると、登記所の方の郵便による通知は、勝手に住所を移転したところのアパートの一室かなんかに登記所の方の通知がいく。そこで偽造印鑑を押して登記所に送り返す。

こういうような、まことに手の込んだ形で他人の土地の売り飛ばしという方法、いわゆる地面師の行為と言われているんですけれども、そういうのがないわけではございません。

ただしかし、最も大事な印鑑証明書の偽造とかあるいは印鑑証明書のだまし取りという行為が行

われるということになりますと、これはなかなか登記所の窓口ではチェックはできない。印鑑証明書によるチェックあるいは保証通知によるチェックと二重のチェックをするわけでございますが、それをさらに果たして間違いなくその本人のところで登記所の方から郵便による通知が行って、間違いなく本人がそれに判を押して送り返したかということまで確認をするということになりますと、これは非常に難しい問題になってくるのではないかと。年間、保証書による登記事件が二十一万件程度でございます。

そういう中で、いわゆる本場に悪質な地面師グループがそういう手の込んだ売り飛ばし行為をするわけでございますが、私どももいたしましては、そこまで例えば日本では本人の身分証明書なんかは個人個人が持っているというところはございませんので、またまた運転免許証であればそれはその人は結構だということになります。そういうようなものを個別に提出を求めて本人を確認するということは、年間二十一万件ある保証事件の中で到底これは対応できないことになるのではないかと。

やはり勝手に他人の住所を移すようなことができるだけではないようにする。それから、そういうことまでしなくても、最近高齢者問題というのが問題になりまして、高齢者に甘言をもって近づき全然登記とは関係ないものに使ったと称して印鑑証明書をだまし取るとか、あるいは登記済証をちよつと貸してこれという事で借りてきて高齢者の知らないうちに土地を売り飛ばすというような現象が新聞等でも報道されております。そういったたぐいの犯罪行為、これは登記所の窓口でチェックできるものはチェックし、現実にはチェックされた例もあるわけでございまして、一〇〇%完全を防ぐというのはまあなかなか難しい問題もあるような気がするわけでございます。

年間、登記事件は二千数百万件の処理があるわけでございますが、その中でどの程度のものがそういう不正な登記ということで紛れ込んでおるか

という問題もこれはあるわけでございまして、私どももいたしましては、現在の制度はかなりこれはよく考えられた制度だと思っておりますので、これを的確に正確に履践することがまずもって私どもに課せられた責務である、こういうふうにご考えているわけでございます。

○服部三男雄君 ちよつとこの改正点とは変わるのですけれども、社会の大きな流れとして、官庁の所有する、保有する情報の公開という、これは社会の大きな流れとして国民の多くの人の要望事項になってきているわけでございます。とい

いまして、なかなかこれは難しい、各役所で保管しているものを共通一元化するということはなかなか難しい作業でありますし、アメリカのように余りにも情報公開が進み過ぎるとかえってまた問題、弊害も生ずることがあるというわけですが、登記に関する情報公開というのはそういう危険性は余りないのではないかな、比較的技術的分野です、実態は個々の権利者相互間で決められたことの範囲にすぎないわけですからできるんじゃないかなと思っております。

その一環として、例えば主に登記事務に携わる人というのは司法書士の方ですから、この方たちからの要望もあるんですけれども、コンピュータとの連携、連動という要望もあるようございまして。そういったことについてどのような考えをお持ちなのかということをお聞きしたいんですけれども。

○政府委員(清水滋君) 現在、登記事務のコンピュータ化を進めているわけでございまして、平成五年度末、来年の三月でございまして、三月になりますと全国で九十カ所の登記所が完全にコンピュータ化されて、登記事務の全体の二〇%以上はコンピュータによって処理される、こういう状況になるかと思えます。しかし、全国的な展開ということを考えますと、まだ相当の長期を要する。私どもの気持ちでは、今後五年ないし六年後には全事務量の六〇%以上はコンピュータによって処理されることになるのでは

ないかというふうに期待しております。

しかし、全国的に散在する小規模の登記所まで含めましてコンピュータ化するということになる、さらに長期の期間を要すると思えます。私どももさしたって現在はその意味で、現在の登記所のコンピュータ化、これにまず最大のエネルギーを注ぐということにいたしております。

その上でさらに、コンピュータのメリットを生かして、例えば端末をもつとふやして市町村に置くとか、あるいは司法書士の事務所というところまではちよつと難しいかと思えますけれども、司法書士会の支部の事務所へ置くとか、そういうようなことは将来の問題として当然のことながら検討の視野の中には入っているわけでござい

ます。

ただし、これをするにつきましても、端末を利用して登記簿に勝手なことを書き込まれるというようなこと、あるいは不必要に登記簿の内容がその端末を通じて外に出ていくこと、そういうようなことを防止するためのいろいろなシステムを考えなければなりません。登記は対抗要件で一般に公示をするというのが本来の目的でありますから、だれでも見れるということが基本でありますけれども、利害関係のない部分については見れる、例えば隣の家の人は何々銀行あるいは何々金融会社から何々の借金をしているといううなことが登記簿にはあるわけでございまして、無用なそういうものが第三者にもわかってしま

う、こういうことはやはりプライバシーの侵害にもつながって行くという問題であるかと思えます。

そういう意味で、コンピュータへのアクセスを正当な形でコントロールをするということが非常に大事な問題になってくるわけでございまして、そういうようなものについてきちっとした研究がされて、心配がない、こういうようなことが前提となるわけでございまして、将来の問題としてこれはやっぱり研究、検討はしなければならぬ、こういうふうにご考えているわけでは

ないかと思えます。

○服部三男雄君 法務大臣、せっかく副総理になられて初めての法務委員会でございますから法務大臣にお尋ねせにやいかぬと思えますが、とい

いても、法務大臣が登記手続の専門家とは到底思えませんので……。

ここでひとつ、今度自民党政府はバブル再生ではないかと危惧されるくらい大きい総合経済対策を講ずるわけでありますが、その中に今はやりの新社会資本投資というものがあります。私はもと法務省におりました、法務省というのは非常に予算のないところでございまして、実力大臣が見えなかったんですから、今度の新社会資本投資でコンピュータの費用を請求される気があるのかどうか、こういうことをお尋ねして質問を終わりたいと思えます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 新聞に出ておりますように、今度のは一つは当面の景気浮揚対策としての経済政策の中心、もう一つはやはり経済構造そのものを変えなきゃならないといったようなやや中長期をにらんで、しかも生活大国とでもいいますか、そういう方面へ内政全体を切りかえにやいけない、そういうことも視野に置いた二つの性格で、私自身個人的な評価をすれば、よくぞ三兆二千億といったような思い切った事業規模の対策を講じた、こう思えます。

そこで、中身を今言ったような観点で切りかえておりますだけに、例えば、従来公共事業一本になつておった偏りがちな対策を、そうではなくて新しい社会資本の整備という観点でやろうといったようなことで、福祉であるとか教育であるとか、いろいろな面が入り、そして同時にコンピュータ化等の問題についても考えていこう、こういったようなことを中身としておるんですが、この十三兆二千億の中に一般会計でやらなきゃならない面がございまして、

その中に学校教育の中のはやりの機械、パソコンみたいなものですね、それらを新しい意味合い

においての施策として、例えば建設国債の対象に入れる入れぬという議論があったんですが、これは今回はちょっと待ってこれという事になりまして、それでいろいろ研究機関その他の施設の中の一環としてそういうものは入れるといったようなところまで広がります、コンピュータのような問題は次の予算編成の際に私は問題になるんじゃないかと。

そこで、法務省はおっしゃる通りに本当に堅実なんです、いい言葉で言え。ところが、やや批判的な言葉で言うとかた過ぎるんですよ、すべてにおいて。だから中身が世の中の変化に対応していけない。飛躍的な発展をしようという私は仕組みになっていてと思います。そうすると、やはりこのコンピュータの問題というのは非常に重要な点ですね。これは入管の問題が一つありますね。それからもう一つは民事局の系統の登記の問題があるといったようなことで予算要求はしたんです。それで施設の面は入りました。それからコンピュータの面は先ほど言いましたような観点で、もう少し検討させてくれというのが大蔵事務当局の切なる要望でございます。

しかし、昨晩も有力な議員の方から御提言もあり、実はきょうもまた官房長から大蔵省の方に何とかならぬのかといったようなことを申し込んでおりますが、いずれにいたしましても御要望のような線でだんだん私はなっていくと思ひます。

このコンピュータなんというのは、法務省はもちろんのこと各役所にあるわけですから、しかしこれはやらなきゃならない仕事ですから、こういう際に私は思い切った踏み切った方がよろう、こう思ひますので、いずれ今度の補正で入らなくとも、この次のときにはぜひひとつこういう観点でやりたい、こう思ひますので御理解願ひたいと思ひます。

○服部三男雄 終わります。

○紀平悌子 大分時間も経過いたしましたので、大臣初め政府委員もお疲れのことと存じますが、いただきます短い時間の範囲内で伺ひたいこ

とをよろしく願ひいたします。

実は私、不動産登記法というものを初めて拝見いたしました。私も実は小さな土地と持ち家を東京の一部分に持っておりますので、これは大いに自分自身が生活者としてこういうことは知っておかなきゃならないことであつたなということを実は今の御議論の中で痛感いたしました次第で大変勉強になりました。

先ほど清水局長が簡条ですらとお答えになりました。お答えの中で、なぜ今度の改正が必要であるかということはずっかり何かのひだまで詰まらしたような感じがしますが、なおかつ伺ひする点についてよろしく願ひいたします。

不動産登記法というのは、国民、私も生活者にとつて非常に重要な法律だと思ひます。家屋や土地の所有者が、権利者がだれか、まただれからだれへ所有権などが移っているか、その状況を明らかにする大事な法令でございます。現実には登記と実際の権利関係が食い違う場合とかく耳にするところでございます。不動産の価格が非常に高騰して、かつ相続の問題などで一般の国民の多くが不動産物権の変動にかかわる機会というものがずつと前よりはふえてまいりました。一刻も早く偽造登記の根絶、そして国民の誰もが理解できる登記制度、これが望ましいというふうに思ひますが、法律の読みやすさということ、こういう面も含めまして法務省はそれぞれにどうお考えになりますか、またどう対応されますか。できれば簡潔にお答えをお願いいたします。

○政府委員(清水湛君) お答えいたします。登記の真正の確保というのは、これは不動産登記制度の最大の目標である、間違つた登記をしない、不実の登記をしないということが最大の目標でございます。

そのために登記法は非常に面倒くさい手続、一見国民の方から見ますと非常に面倒くさい手続を設けております。印鑑証明書も三カ月以内のものでなきゃだめだとか、あるいは登記済証、いわゆる権利証を出さない、権利証がなければ保証人を

立てなさいというような非常に細かい手続を定めているわけでございますが、それでもいろいろ税金等の関係において第三者の名義にしたり、あるいはいわゆる中間省略登記と申しまして、実際上は甲乙丙丁というふうな売買されているのに甲から丙への移転登記をするというようなことが行われております。

できるだけそういう実際とは合わない登記というものを防ぐことが必要だと思ひますけれども、大量の事件処理の中でできるだけそういう真実の登記の実現のために努力をしておるというのが全国千百万所に上る登記所の職員の実態であるというふうな私どもは考えております。

それから、偽造の登記が最近不動産価格が急騰しておるというふうな現状を踏まえまして、印鑑証明書偽造するとか、あるいは先ほど服部委員からお話ございましたような手の込んだ他人の土地建物の売り飛ばし工作をするというような連中も後を絶たないという状況でございます。しかしながら、一方で登記所の窓口の申請書類のチェックで偽造が見破られたという件数も少なからずあるわけでございます。印鑑証明書が不自然であるとか、あるいは登記済証として出された権利証が当時の登記所ではそういう判ごを使つていなかったというふうなことを登記官が見破りまして偽造が発見されたというケースも数多くございます。そういうふうな状況の中で真正な登記が実現されるように努力をしております。

また不動産登記というのは、御指摘のように戦後特に一般の人々もほとんど登記所に関係するようになりまして、戦前は一定の地主さんとか家主さん階層だったというふうな言われておりますけれども、戦後、特に最近是一般の大衆もすべて登記所に入出入りをするというふうな状況になってきたと言われております。

そういうような状況を踏まえまして、登記手続を国民の方々から見てわかりやすいものにするということは必要なことであり、もちろんその現代

語化も図っていかねばなりません、しかし登記の真正担保、正しい登記を実現するということのために一方で面倒くさい手続もまた要求しなければならぬ、こういう面もあるということについてはまた御理解をいただきたいと思ひわけでございます。

○紀平悌子 続いて伺ひたいんですけれども、土地などについての権利関係をあらわす地図として、法第十七条による地図と、それからこの法律改正が通るまで法的根拠のないまま事実上通用してきたいわゆる公図でございますが、これは愚問かもしれませんが、どちらが正確なんでしょうか。そしてどういふふうな作製状況、それから性格を持っていますか。簡単に結構でございます。

○政府委員(清水湛君) 法十七条の地図というのは、これは簡単に申しますと現地復元性という言葉でよく私どもは説明するんですが、現状が完全に例えば大水等で全く一変いたしました、その地図があればもとの土地の位置、区画を再現できると。それはなぜかと申しますと、その地図と国家基準点との位置関係が明確になっている。国家基準点というのは、これは専門家に言わせると、地上がどうなりましても天体の測量によつてその点を正確に特定することができ、こういうふうな言われております。ですから、そういうものとの結びつきによりまして土地の位置、地球上の一定の区画というものが常に明確になると。もちろん、地図作製上の誤差とかそういうものは当然でございます。

ところが、これに對しましていわゆる公図というのはそういうものとは関係なしに、明治の初期に土地の形のあるがままの姿をそのまま図面化したものというところでございまして、その間に現状が変わつてまいりますと当然のことながら地図と現地が食い違ってくる。隣の方が少しずつ毎年一くわずつ土地を削っていきますと、だんだん少なくなつて図面とは食い違った形になってくるというふうな現象が田舎にあると言われているのであ

りますけれども、これはやはり作製当時の状況をそのまま図面化したというところに問題があるというところなんだろうと思います。そういう意味では、十七条地図の方が非常に正確であること。

したがって、作製方法も国家基準点から多くの基準点、図根点等をおろしまして、それをベースにして地図をつくるということが行われるのに対して、いわゆる公図というのは形状をそのまま図面化するという作製方法でございまして、そういうような違いもあるということになるわけでございます。

○紀平 俣子君 先ほどから御質問が相次ぎましたので、その十七条地図、より正確な地図の調査、そして作製ということが急がれるべきでございしても、これはお答えが既にございました。

国土庁にお伺いしたいんですけれども、先ほど権利意識が増大したと、特に都市部ですね。それから筆数が多いというようにもちょっとおっしゃったように思ふんですけれども、一番ネックになる点は何ですか、お聞いている点。お聞けるというか、やりにくい点です。

○説明員(段本幸男君) お答えいたします。

今、先生もおっしゃいました土地が細分化されて権利移動が非常に激しい、あるいは地価が高騰してまいりましたかげんで土地に対する権利意識が非常に強くなった、こういうことが都市部で言われております。

さらに、先ほど言いましたように地方公共団体におきましても、行政需要が非常に多様化している都市部におきましては地味な地籍に手が回らない、こういうふうなことがございますが、恐らくこれらが相乗的に作用してなかなか今日まで進んでこなかったような状況をつくり出しているのではないかと、このように分析いたしております。

○紀平 俣子君 この法律が通りますと、今回の第二十四条ノ三では、公図、つまり権利関係の表示というより課税台帳の附属地図として作製されてきた、まあ正確と言ってしまうにはいけないけれども、非常に正確さを欠く図面が十七

条地図と並んで不動産の公示ということに使われることになりそうです。

大都市圏などでは所有権者の変動によりまして新所有権者がその周辺の土地権利者との間で新たな境界を画定しようとするときなど、それが十七条地図である場合と、それからいわゆる公図である場合では結果に違いが出てくる、これは仮定の問題でございしますが、つまり可及的には法第十七条地図によった方が正確な取引ができると思えるんですが、結論として現段階では公図しかない地域においては、土地取引というのは公図で行ってこれと、こういうことでございまして、これが現実だからというお話でございました。

このことで後学のために伺いたいんですが、三十五年に公図に法的根拠を与えてきた土地台帳制度が廃止された時点でその点においては一定の逆戻りするというふうな改正になるわけですね、つまり追認すること。かつて廃止されたものが追認というのか、また引き起こされるというのか、そういうことになるんですが、この点については矛盾というのか、ほかにもこういう法律をつくることとの例がございしますので、よろしく。

○政府委員(清水湛君) ちょっとほかにこれに類似した例があるかというお尋ねにつきましても、ちょっと今急で思い当たりませんけれども、確かに三十五年当時は非常に高い理想を掲げてできるだけ早く正確な地図を整備したいということで出た発したことは間違いないと思っております。しかしながら、現実には現在まだ三百万枚に上る旧台帳附属地図というものが活用されて、その維持管理に大変な金がかかっている、むしろ十七条の地図として指定されていた地図の方が最近つくられた地図でございまして、その方がむしろ維持管理費がかからない。

しかし、いずれも維持管理費が特別会計における手数料収入で賄われているという実態が出てまいりまして、負担の公平という見地からいいますと、それから今後とも長期にわたってこういうものを事実として利用していかんやならない。

そして利用していく以上はもっと立派に維持管理をしていかなきゃならない、もっと金をかけなきゃならない、こういうようなことになったわけでございます。三十五年の改正時点に戻ったというよりか、現状を踏まえてより改善を将来とも続けていこうと、こういう意味での私どもは改善というふうな考えているわけでございします。

○紀平 俣子君 もう一言その点について伺いたいところですが、先へ参ります。

国土庁にお伺いしたいんですが、先ほど午前中に大都市圏での状況を、進捗状況は極めて遅々たるものだというのがございましたが、具体的に東京、大阪、名古屋、福岡、おわかりでございしますか、それぞれ進捗状況は。

○説明員(段本幸男君) お答えいたします。午前にもお答えしましたように、全国平均三七％の進捗に対してDID地域では一二％の進捗にすぎないというのを申し上げましたが、具体的には都道府県単位で進捗をされておりますので都道府県単位で申し上げますと、平成三年度末の進捗状況でございますが、東京都においては一六・二％、大阪府におきましてはわずかに〇・八％、愛知県においては四・八％、福岡県は県域全体は比較的進んでおりまして六五・五％ということになっておりますが、恐らく二三区とか市域になればさらにもう少し下がるような状況にあるのではないかと、このように考えております。

○紀平 俣子君 法務省にお伺いしたいんですが、いわゆる公図が閲覧有料化されるということなんですか。つまり、登記手数料令第三条、二項により、第十七条地図に準じて四百円の手数料を取ることにする、こういうわけでございしますね。そうしますと、先ほどから専門的な立場からいろいろ御質問がございましたことにも多少重なりますけれども、十七条地図といわれる公図とは精度の違いがあるということである以上、同額が徴収されるというところはちょっとやっぱりどう考えても不合理じゃないか、国民、庶民のレベルから考えますと、これは地域的に不公平も招くんじやないかというふうに思いますけれども、再度お尋ねいたします。

○政府委員(清水湛君) 「地図二準ズル図面」の閲覧手数料の額というのは、例えばこれは登記簿とかその他の登記所のいろいろな書類、図面等の閲覧手数料と同じように、物価の状況とか、それからそういう図面の維持管理に要する実費等を勘案して政令で定めるということになっております。具体的な中身が、例えば地図だからとかあるいは登記簿だからとかあるいはそれ以外の附属書類だからというふうな書類の中身というよりか、むしろ現実にはそのためにどれだけの人件費なり維持管理経費というものが必要であるのか、こういう観点から手数料というものは定められていると思うわけでございします。

したがって、内容に若干の精粗の違いがあるのと申しまして、同じく十七条の地図も一つの図面であり、「地図二準ズル図面」も物理的な図面である、そういうものであるということと、その扱いとか維持管理というふうな面を考えると全く同じような経費がかかる。特に、「地図二準ズル図面」のこれまでの沿革というふうなものを考えますと、極端に申しますと、地方に行けば六畳敷の大きさを持った公図なんというものもあるわけでございます。そういうものを全部五十五センチ・六十センチあるいは四十センチ・三十センチ四方のポリエステルフィルムに書き写していくというふうな余計な作業があるわけでございまして、そういう意味では大変な経費がかかるというふうな面がございします。

そういうことを私ども勘案いたしまして、やはり十七条の地図であるか「地図二準ズル図面」であるかということとはかわりなく、閲覧の手数料はやっぱり同額にするのが理論的には筋であろう、こういうふうな考えているわけでございします。

○紀平 俣子君 少し話が外れますけれども、最近、国や地方公共団体が登記手数料を免除されて

いるということに対する批判が大きいというふう
に思ふんですけれども、これについてはいかがで
すか。簡潔で結構でございます。

○政府委員(清水湛君) 国なり官公署が登記所に
登記簿の謄本を請求するという場合には、現在こ
れは無料ということになっております。登記特別
会計のもと、そういう無料ということではないのか
というように素朴な御意見があることは私も承
知しているわけでございますけれども、官公署相
互間の協力関係とか、あるいは例えば国の場合を
考えますと、結局また一つの国の機関として相互
に協力をいたしているわけでございますので、こ
れを有料化するというについてはやや問題が
あるのではないかと。

それから、一番大口なのは市町村が登記簿を閲
覧する、これは固定資産課税台帳との突合という
意味で一登記所の登記簿を全部閲覧してこれを課
税台帳と照合するというのが行われているわけ
でございます。そういう件数が非常に多いので
ございまして、登記所にかける手数という
のはほとんどないというような実情がある。その
ほかに、国なり官公署が登記簿の謄本という形で
これを請求する件数というのはそれほど数は多く
ないという問題もございまして現在のところ
無料ということになっているわけでございます。

これを有料化することになりますと各般
にわたる法律改正が必要になるわけございまし
て、相当いろいろとそれぞれ事情がありまして難
しい問題もないわけではございません。私も将来
の問題として検討はしているわけでございます
けれども、さしあたってこれを直ちに有料化する
ということは非常に難しいのではないかとこの
うに認識しているわけでございます。

○紀平悌子君 法務大臣にお伺いしたいのでござ
います。権利関係を正確に表示してないとい
う批判の多い公図について法的な根拠を与えら
れること、そして法第十七条地図と同額の手数料
を国民から徴収するというにつきまして、こ

れは大臣としては、まあこれでもやっぱりこれは
必要なんだというふうにしんからお思いになりま
すでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) とにかく御質疑等の
中で明らかにいたしましたように、やはり各筆主と
の正確な地図というものを一日も早くつくるとい
うことが私は大事なことでございます。それが
大変おくれでございまして、

それらを考えまして、そこで一般会計よりはど
ちらかといえば特別会計の方が早くできるという
ことは、これは従来の政府の予算等を考えれば出
てくる結論でございます。そういう意味合いで、
ともかくサービス面があるわけですから、受益に
匹敵するだけの実費をちょうだいするということ
であらう制度をつくったわけですね。

ところが、何といいますが、精密な図面の方と
従来からある必ずしも精密でない図面の方と同じ
ような手数料を取るとは何事だと、こういう御意
見だと思ふんですが、それも私は理解がございま
す。しかしながら、従来からの公図の方もその維
持管理の経費は特別会計の中で賄うということに
なっているわけですね。そうしますと、その方を
無料ということになると、十七条の図面の方を使
う人だけがそうでない図面の維持管理費も負担を
するということになるわけですね。

これらについて従来から、率直に言いますと検
査院なりそれから総務庁ですか、こういうった省か
らこれ少し不公平じゃないかということで御注意
等も実はあったんです。そういうったようなこと
で、段々の御質問の意味もわかるんです。品物の
悪いものとなええものと同じ値段にすると何事
だ、これはよくわかるんですけれども、とい
て、今言ったような十七条の方だけでそうでない
方まで経費を負担する、何ということだ、こうい
う議論がございまして、あれこれ考えた結果同じ
ような、負担の公平とでもいいますか、それで利
用者の方からいただこうと、こういうことに考え
たわけでございます。

これは段々の御意見でございますから、これはむやみ
に上げるべき筋合いのものではないと思いま
すが、そこをひとつ常識的に判断をさせていた
だきまして適切な運用を図っていきたい、かよう
に考えているわけでございます。

○紀平悌子君 ありがとうございます。終わり
ます。

○委員長(片上公人君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は結局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。――別に御発言もないようですから、こ
れより直ちに採決に入ります。
不動産登記法の一部を改正する法律案に賛成の
方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片上公人君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

○竹村泰子君から発言を求められておりますの
で、これを許します。竹村泰子君。

○竹村泰子君 私は、ただいま可決されました不
動産登記法の一部を改正する法律案に対し、自由
民主党、日本社会党・護国民主連合、公明党・国
民会議の各派並びに各派に属しない議員石原健太
郎君及び紀平悌子君の共同提案による附帯決議案
を提出いたします。

案文を朗読いたします。

不動産登記法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の努力をすべ
きである。

一 不動産登記法第十七条の地図の整備の一層
の促進を図るとともに、地図に準ずる図面に
ついて、更にその整備を図ること。

二 地図等の閲覧手数料等、登記関係手数料に
ついては、利用者に過度の負担を与えること
のないよう、適正な額に設定すること。

三 登記事務のコンピュータ化を更に推進する

とともに、地図のコンピュータ化についても
その実現を図ること。

四 登記の真正を確保するため、今後とも登記
申請手続の改善・整備、審査事務の充実を図
ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(片上公人君) ただいま竹村泰子君から
提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片上公人君) 全会一致と認めます。
よって、竹村泰子君提出の附帯決議案は全会一致
をもって本委員会の決議とすることに決定いたし
ました。

ただいまの決議に対し、後藤田法務大臣から発
言を求められておりますので、この際、これを許
します。後藤田法務大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま可決されま
した附帯決議につきましては、その趣旨を踏ま
え、適切に対処してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(片上公人君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(片上公人君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関す
る請願(第七二三号)

一、佐川急便事件に関する検察当局の厳正な捜
査、追及に関する請願(第七三二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七三六号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七三八号)(第七三九号)(第七四二号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七四五号)
一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第七四八号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七五九号)
一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第七六四号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七七三号)
一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第七七四号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七七八号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七八〇号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七八二号)(第七八三号)
一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第七八六号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七九一号)
一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第七九三号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七九六号)
第七三三号 平成五年三月十九日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都武蔵野市境南町四ノ二五ノ

二 堀内誠外一名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。
第七三一号 平成五年三月十九日受理
佐川急便事件に関する検察当局の厳正な捜査、追及に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市原馬室三、七〇九ノ一 中野貴安外六百二十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。
第七三六号 平成五年三月十九日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 高知市西桑泉寺七九ノ六 宅見佐知
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。
第七三八号 平成五年三月十九日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県川口市戸塚東一ノ二一ノ二 三ノ二〇二 蓮見彩子外十九名
紹介議員 関根 則之君
この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。
第七三九号 平成五年三月十九日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 横浜市長区十日市場町一、二九六ノ五七ノ三 星名純子外十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。
第七四二号 平成五年三月二十二日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都国分寺市本多三ノ二五ノ三ノ二、二〇一 土井志津子外三名
紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。
第七四五号 平成五年三月二十二日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市山王町二ノ一ノ一四 田島紀子
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。
第七四八号 平成五年三月二十二日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願
請願者 札幌市中央区南十七条西一三ノ二ノ一三 塚田正外百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。
第七五九号 平成五年三月二十三日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都清瀬市梅園二ノ六ノ二ノ三〇四 河中款外二名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。
第七六四号 平成五年三月二十三日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願
請願者 北海道旭川市南二条二三丁目 瀬戸竜子外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。
第七六七号 平成五年三月二十三日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 埼玉県大宮市東門前一ノ二ノ五三 七 稲村典子外四名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。
第七六八号 平成五年三月二十三日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 埼玉県大宮市櫛引町二ノ五〇ノ二 猪岡透子外二名
紹介議員 村田 誠雄君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。
第七六九号 平成五年三月二十三日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 大阪府豊中市北桜塚三ノ六ノ一四ノ一〇一 足立克之
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。
第七七三号 平成五年三月二十四日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都武蔵野市緑町一ノ三ノ二三 花田文子外四名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。
第七七四号 平成五年三月二十四日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願
請願者 札幌市厚別区上野幌二ノ六ノ六ノ一五 森谷泰久外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。
第七七八号 平成五年三月二十四日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 福岡市早良区室見三ノ一ノ二八ノ四〇五 三好久美子
紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第七八〇号 平成五年三月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 神奈川三浦郡葉山町一色六九八ノ二 松尾真弓外十九名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。

第七八二号 平成五年三月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 大阪府堺市庭代台二丁二ノ三一 木村多栄子外二名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第七八三号 平成五年三月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三連)

請願者 千葉県船橋市前原西七ノ一四ノ二 一 吉原文外二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第七八六号 平成五年三月二十四日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別西三条一ノ二ノ三 霜山正雄外九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第七九一号 平成五年三月二十五日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 高知県吾川郡春野町平和四八八 島村長生外二名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第七九三号 平成五年三月二十五日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市白石区川下五条三ノ二ノ三 伊藤敏悦外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第七九六号 平成五年三月二十五日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 千葉県市川市平田三ノ一五ノ二 島海哲子

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

一、不動産登記法の一部を改正する法律案

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第八二三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八二六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第八二九号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第八三四号)(第一〇〇七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一〇九一号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一一〇〇号)(第一一一三三号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一一一五号)

(第一一二五号)

一、製造物責任法(仮称)の早期制定に関する請願(第一一二七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一一四二号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一一四六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一一八六号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一一八七号)(第二二〇三三号)

第八二三号 平成五年三月二十六日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似十条一五ノ一〇ノ八 宮川誠外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第八二六号 平成五年三月二十六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県船橋市東船橋三ノ四五ノ六ノ三〇三 三橋千恵子外十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三三八三号と同じである。

第八二九号 平成五年三月二十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市北袋一ノ一九〇ノ二 平和台Bノ一〇一 宮崎文明

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第八三四号 平成五年三月二十六日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 北海道旭川市東光六条六丁目 武

田界外九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第一〇〇七号 平成五年三月二十九日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 北海道美幌市東四条北五ノ二ノ一 五 森本アヤ外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第一〇九一号 平成五年三月二十九日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市花屋敷荘園二ノ一〇ノ一八 田村京子外三名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一一〇〇号 平成五年三月二十九日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島八島一、九九一ノ二 渡辺青子外四千八百八十七名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第一一一三三号 平成五年三月三十日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 北海道函館市日吉町四ノ二四ノ一 〇 平山敬子外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第一一一五号 平成五年三月三十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 北海道旭川市東光六条六丁目 武

請願者 埼玉県大宮市今羽町四六六ノ三

木村通恵外二名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一一二五号 平成五年三月三十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願（二通）

請願者 横浜市緑区美しが丘二ノ八ノBノ

二〇一 飯村理恵外一名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一一二七号 平成五年三月三十日受理

製造物責任法（仮称）の早期制定に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一

紹介議員 会田 長栄君

欠陥自動車による暴走事故・食品による被害・石油ファンヒーターによる中毒等、製造物に欠陥があったために、消費者の生命・身体・財産に損害を与える例が後を絶たない。欧米のほとんどの国においては、製品の欠陥によって消費者に損害を与えた場合、製造者に無過失責任を負わせるという製造物責任法（仮称）を制定して消費者被害の救済を図っており、我が国でも近年その立法化を求める声が高まっている。ついでに、消費者被害救済のため、製造者責任制度の立法化に向けて取り組む行われたい。

第一一四二号 平成五年三月三十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願（三通）

請願者 埼玉県大宮市宮原町一ノ四二二

磯部紀久子外二名

紹介議員 新間 正次君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一一四六号 平成五年三月三十一日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する

請願

請願者 札幌市白石区北郷五条三丁目 川

名秀夫外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一一八六号 平成五年四月一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 高知市新屋敷二ノ二二ノ一〇 祖

父江浩子外二名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一一八七号 平成五年四月一日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する

請願

請願者 北海道函館市日吉町三ノ一一ノ三

伊藤武外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一二〇三号 平成五年四月一日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する

請願

請願者 北海道旭川市旭町一条一三丁目

大沼百合子外九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

平成五年五月十日印刷

平成五年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E